

平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会

平成30年3月28日 開 会

平成30年3月29日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月28日（水）〕	7
承認第1号から議案第17号まで18件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第2号及び議案第4号から議案第9号及び議案第11号から議案第15号並びに議案第17号 事務局長補足説明	
議案第3号及び議案第10号並びに議案第16号 消防長補足説明	
承認第1号質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第1号から議案第17号まで17件各質疑、各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月29日（木）〕	33
一般質問	
議案第1号から議案第17号まで17件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	83

諏訪広域連合告示第4号

平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年3月20日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成30年3月28日(水) 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
3月28日 (水)	12:30		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:30	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 議案質疑 委員会付託	
	15:00		常任委員会 議案審査
3月29日 (木)	17:00		
	9:30	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	林元夫	2番	金井敬子
3番	宮坂徹	4番	増澤義治
5番	牛山智明	6番	小松孝一郎
7番	金子喜彦	8番	廻本多都子
9番	矢島昌彦	10番	小林庄三郎
11番	小池賢保	12番	望月克治
13番	北沢千登勢	14番	伊藤玲子
15番	両角昌英	16番	武井富美男
17番	今井秀実	18番	笠原順子
19番	共田武史	20番	八木敏郎
21番	小池勇	22番	五味平一

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号））
- 議案第 1 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて
- 議案第 2 号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 4 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 5 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 平成 29 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 12 号 平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 平成 30 年度諏訪広域連合一般会計予算
- 議案第 14 号 平成 30 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 30 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

○一般質問

5 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成30年3月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	廻 本 多 都 子 (諏 訪 市)	<p>介護保険 低所得者への減免や軽減について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険料は、第6期介護保険事業計画から第7期介護保険事業計画にかけて据え置きとなったが滞納などの対応は。 2. 介護保険サービス利用についての減免は。 3. 介護保険事業所への利用料未払いの実態等。
2	望 月 克 治 (茅 野 市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域で最期を迎える体制づくりについて 2. 広域消防本部一元化後の人員体制について
3	金 井 敬 子 (下 諏 訪 町)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護事業所の現状と課題について 2. 介護職員の人材確保と育成について
4	牛 山 智 明 (諏 訪 市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問介護職員と他介護職員の離職率について 2. 離職される大きな要因について 3. 訪問介護職員の給与について(正規職員・非正規職員) 4. 自家用車の維持管理費と事故時の対応及び補償について 5. 介護職員の腰痛対策について
5	今 井 秀 実 (岡 谷 市)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭介護者が抱えている困難と支援体制の充実の課題について 2. 医療と介護の連携について

平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月28日（水）

午後 1時30分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 4 議案第 1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて
- 日程第 5 議案第 2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算

- 日程第 18 議案第 15 号 平成 30 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
 日程第 19 議案第 16 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
 日程第 20 議案第 17 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

~~~~~

**本日の会議に付した事件**

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3～日程第 20

承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号））から議案第 17 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算まで 18 件一括議題

広域連合長あいさつ、提出議題の説明

議案第 2 号及び議案第 4 号から議案第 9 号及び議案第 11 号から議案第 15 号並びに議案第 17 号 事務局長補足説明

議案第 3 号及び議案第 10 号並びに議案第 16 号 消防長補足説明

承認第 1 号質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第 1 号から議案第 17 号まで 17 件各質疑

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 10 号、議案第 13 号のうち所管部分、議案第 16 号及び議案第 17 号 総務消防委員会に付託

議案第 1 号、議案第 4 号から議案第 9 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号のうち所管部分、議案第 14 号及び議案第 15 号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（22名）

議 席		議 席	
1 番	林 元 夫	2 番	金 井 敬 子
3 番	宮 坂 徹	4 番	増 澤 義 治
5 番	牛 山 智 明	6 番	小 松 孝 一 郎
7 番	金 子 喜 彦	8 番	廻 本 多 都 子
9 番	矢 島 昌 彦	10 番	小 林 庄 三 郎
11 番	小 池 賢 保	12 番	望 月 克 治
13 番	北 沢 千 登 勢	14 番	伊 藤 玲 子
15 番	両 角 昌 英	16 番	武 井 富 美 男
17 番	今 井 秀 実	18 番	笠 原 順 子

19番 共田 武史 20番 八木 敏郎
21番 小池 勇 22番 五味 平一

○欠席議員 (なし)

~~~~~  
○説明のため出席した者の職氏名

|             |        |             |       |
|-------------|--------|-------------|-------|
| 広域連合長       | 金子 ゆかり | 副広域連合長      | 今井 竜五 |
| 副広域連合長      | 柳平 千代一 | 副広域連合長      | 青木 悟  |
| 副広域連合長      | 名取 重治  | 副広域連合長      | 五味 武雄 |
| 監査委員        | 樋口 繁次  | 事務局 長       | 松崎 寛  |
| 会計管理者       | 藤森 一彦  | 企画総務課 長     | 林 直典  |
| 情報政策課 長     | 永田 賢二  | 介護保険課 長     | 小池 博幸 |
| 八ヶ岳寮 寮長     | 牛尼 淳夫  | 消 防 長       | 宮坂 浩一 |
| 岡谷市広域担当課 長  | 岡本 典幸  | 諏訪市広域担当課 長  | 前田 孝之 |
| 茅野市広域担当課 長  | 小平 雅文  | 下諏訪町広域担当課 長 | 伊藤 俊幸 |
| 富士見町広域担当課 長 | 伊藤 一成  | 原村広域担当課 長   | 宮坂 道彦 |

~~~~~  
○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	前澤 由美子	企画総務課総務係 長	森井 潤
書 記	宮坂 香織		

平成30年3月28日(水)

第1回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 (2-1)

開会 午後 1時30分

散会 午後 3時02分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 1時30分

両角昌英議長 ただいまから平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時30分

両角昌英議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

○日程第 1

会議録署名議員の指名

両角昌英議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、3番宮坂徹議員、20番八木敏郎議員を指名いたします。

○日程第 2

会期の決定

両角昌英議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月29日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

○日程第 3

承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて(平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号))

- 日程第 4
議案第 1 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて
- 日程第 5
議案第 2 号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6
議案第 3 号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 7
議案第 4 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 8
議案第 5 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9
議案第 6 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10
議案第 7 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 11
議案第 8 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 12
議案第 9 号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 13
議案第 10 号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14
議案第 11 号 平成 29 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15
議案第 12 号 平成 29 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○日程第16

議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算

○日程第17

議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算

○日程第18

議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第19

議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第20

議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計
予算

両角昌英議長 日程第3 承認第1号から日程第20 議案第17号までの18件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日、ここに平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には大変御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、専決処分承認案件1件、条例議案10件、補正予算2件並びに各会計の平成30年度予算5件の合わせて18件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））。これは介護制度改定に伴うシステム改修費について補正をしたものであります。

次に、条例議案について御説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについてであります。介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限等が県から市町村、各保険者ですが、ここに移譲されるため、運営の基準等を新規に制定するものであります。

次に、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正についてであります。個人情報保護法、番号法、行政機関個人情報保護法の改正により、個人情報の定義の明確化等、関連する条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正についてであります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、消防に関する事務の特定、準特定屋外タンク貯蔵所にかかわる設置許可等の手数料について一部改正を行うものであります。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険料率を据え置くための改正及び介護保険法施行令等の一部改正により、第1号被保険者の介護保険料の段

階の判定基準や市町村の質問検査権の対象者の範囲について改正を行うものであります。

次に、議案第5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてであります。厚生労働省令の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正にあわせ、当条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正についてであります。介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限等が県から市町村、保険者に移譲されるため、居宅介護支援事業者の指定に関し申請者の法人格の有無に関する基準を定めるため一部改正を行うものであります。

次に、議案第7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。厚生労働省令の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正にあわせ、当条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。この条例も厚生労働省令の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正にあわせ、当条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてであります。介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの職員にかかわる資格等の基準について改正を行うものであります。

次に、議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてであります。消防組織法に基づき、各消防署の直轄区間を定めるものであります。

次に、平成29年度補正予算案について御説明をいたします。

議案第11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）は、平成28年度の繰越金を例年と同様に八ヶ岳寮基金に積み立てるための補正を行うものであります。

次に、議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）は、今年度の年度末までの給付見込みに基づき、保険給付費と関連する財源を減額補正するとともに、前年度の繰越金内の積立可能額と今年度保険料の余剰分の積立可能額を基金に積み立てるため、基金積立金と財源の繰越金の増額補正と、システム改修費の国庫補助金の確定に伴い、その財源の関係市町村事務費負担金を増額する等の補正を行うものであります。

次に、議案第13号から議案第17号の平成30年度予算議案について御説明申し上げます。

議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算案は、総額2億4,913万9,000円を計上いたしました。広域連合の情報系システムを運用するほか、小児夜間急病センターを引き続き医師会等と連携を図りながら、小児の初期救急医療の提供・受診体制を確保するとともに、安定的な運営に努めてまいります。

次に、議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算案は、総額3億

9, 687万3, 000円を計上いたしました。利用者の安全・安心の確保を図るため防犯カメラを増設するほか、宿直体制の強化に努めてまいります。また、引き続き健康状態の不安定な利用者居室へエアコンを設置して、居住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算案は、総額189億6, 229万円を計上いたしました。平成30年度は、このたび策定されました第7期介護保険事業計画の1年目の年となります。地域包括ケアシステムのさらなる進化・推進と、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、構成市町村やサービス提供事業者などの関係機関や地域の各種団体、地域住民等と連携・協力し、計画を推進してまいります。施設整備につきましては、地域バランスやサービスの質の確保に配慮し、特養については既存施設の増床やサテライト型の整備を中心に推進を図ってまいります。

保険料の賦課徴収及び給付に関する事務につきましては、引き続き保険料負担の公平性の確保と給付の適正化を推進してまいります。また、平成30年度から居宅介護支援事業所の指導・監督権限が県から移譲されるため、指導・監督を行ってまいります。

次に、議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算案は、総額25億5, 080万6, 000円を計上いたしました。諏訪広域消防一元化検証委員会において検証された内容や効果を集約し、さらなる消防体制の充実・強化に努めてまいります。また、災害発生時に即応できる消防団との協力体制の構築や、救急救命士のスキルアップに努めるとともに、老朽化しているはしご付き消防自動車の更新や救助資機材を充実し、消防力の強化を図ってまいります。

次に、議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算案は、総額1, 397万6, 000円を計上いたしました。地域住民の環境美化に対する意識の高揚のための環境美化事業や、圏域の未婚者の出会いの機会をふやすことを目的とした婚活支援事業を継続してまいります。また、LCV-FMを活用して行政情報等を発信してまいります。

以上で提案いたしました各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、諏訪圏域住民の安全・安心や福祉に直結する事務事業については、住民サービスの向上に努めるべく編成を行いました。なお、各議案の細部につきましては、事務局長、消防長から説明をいたします。

以上、申し上げます、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

両角昌英議長 事務局長。

松崎寛事務局長 それでは、私のほうから消防に係る議案第3号、第10号、第16号を除く諸議案について説明を申し上げます。なお、特に新年度予算関係議案については、説明を簡略化するため、特段の説明を要しないと思われる部分については説明を割愛させていただきたいと思っておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

承認第1号及び議案第1号につきましては、先ほど全員協議会で説明を申し上げましたので、私のほうからは議案第2号から説明を申し上げます。

議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正についての説明を申し上げます。この一部改正は、各市町村の3月定例会に上程された情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正と同様のものです。近年、情報通信技術の進展により多種多様な情報の収集が可能となり、その利活用を適正に進めていくことが重要な課題となっております。そのため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで曖昧な部分がありました個人情報の定義を明確にするとともに、個人識別符号及び要配慮個人情報の概念が新たに盛り込まれることとなり、それに基づく改正を行うものです。

それでは、改正の内容を説明いたします。初めに、第1条、諏訪広域連合情報公開条例の一部改正ですが、同条例の第7条で公文書の公開請求があったときは、非公開情報が記録されている場合を除き公文書を公開するものとされる一方、同条第2号でこの非公開情報の一つとして、個人に関する情報であって当該情報に含まれる記述等により特定の個人が識別できるもの等と定義していましたが、国の法改正に伴い、当該情報に含まれる「記述等」の後に、「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）」という文言が追加され、定義をより明確化することとなりました。

次に、第2条、諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正ですが、同条例第2条第2号の個人情報の定義中、同号のアにおいて、先ほど説明いたしました情報公開条例と同様、個人情報の定義をさらに詳細に規定するとともに、同号イにおいて、「個人情報に個人識別符号が含まれるもの」が追加され、同条第3号において、この個人識別符号が定義されました。また、同条第4号において、要配慮個人情報の概念規定が追加されております。

第6条においては、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、広域連合長に届け出るべき事項を定めていますが、同条に第5号が加えられ、個人情報に要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨も届け出ることとされました。

その他、これらの改正による号の繰り下げや文言の整理などを行うものです。附則において、改正後の条例の施行日は平成30年4月1日とされております。

続きまして、議案第4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正についてを説明申し上げます。本一部改正の対応は、本条例第5条第1項及び第2項中の「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改めると同時に、同項第6号イ中「合計所得金額」を「租税特別措置法における特別控除額を控除して得た額」とし、また、第18条の「第1号被保険者」を「被保険者」と改めるものです。

それでは、改正の内容を説明申し上げます。本条例の第5条は保険料率を定めるものですが、第7期の保険料率は第6期と変更がないため、適用期間を平成30年度から32年度に改めるものです。

次に、介護保険法施行令の一部を改正する施行令が平成28年9月14日に公布され、平成30年4月から施行されることに伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得

た額を用いることとするものであります。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が平成29年7月1日より施行されたことに伴い、第2号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握するため、市町村の質問検査権の対象者を第1号被保険者だけでなく第2号被保険者を含む全ての被保険者とする改正であります。

続きまして、議案第5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。改正の対応は、省令改正に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準について定める条例の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携、指定介護予防支援における複数の居宅サービス事業者等の紹介、入院時における医療と介護の連携、サービス担当者会議における利用者及びその家族の参加などについて定めると同時に、その他の文言の調製等を行うものです。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。この一部改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の規定による介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限等が県から保険者へ移譲されることから、本条第4条で介護保険法第79条第2項第1号で規定する居宅介護支援事業者の指定に関する申請者を法人と定め、現行の第4条以下を1条ずつ繰り下げるものです。

次に、議案第7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。この一部改正は、省令の改正に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準が改正されたことに伴うものです。

改正の内容は、介護医療院の創設のほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の規定、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、グループホームのことですけれども、における身体拘束等の適正化の規定を追加するものです。

次に、議案第8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。この一部改正は、省令の改正に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準が改正されたことに伴うものです。

改正の内容につきましては、共生型地域密着型通所介護、これは障害福祉サービス事業所が介護

保険事業所として指定を受けることができるものですが、介護医療院の創設、指定地域密着型介護老人福祉施設等における共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の見直し、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護の創設、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における身体拘束等の適正化、指定地域密着型介護老人福祉施設における緊急時等の対応などについて規定すると同時に、一部の基準について規制緩和や文言の整理を行うものであります。

附則においては、介護療養型医療施設が医療機関の特定施設へ転換する場合の特例について規定されました。

続きまして、議案第9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。この改正は、平成28年4月1日施行の介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターの職員に係る資格等の基準について改正を行うものです。

主任介護支援専門員は、主任介護支援専門員研修の終了後、5年ごとに主任介護支援専門員更新研修の受講が必要となる旨、定めるものです。なお、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者については、資格が失効しないための経過措置が定められております。

次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。議案をごらんください。第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,344万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,761万8,000円とするものです。

続いて、事項別明細書により説明をいたします。10ページの歳入ですが、7款1項1目繰越金に平成28年度八ヶ岳寮特別会計決算における差引残額3,844万6,000円のうち、予算計上額500万円を除く3,344万6,000円を増額補正するものであります。

続きまして、12ページの歳出ですが、2款1項1目施設管理費に3,344万6,000円を増額補正するもので、八ヶ岳寮基金に3,344万6,000円を積み立てるものであります。

次に、議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。議案をごらんください。第1条によりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,569万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ190億963万9,000円とするものです。

補正の対応は、年度途中までの給付実績に基づき、今年度末までの給付見込みを精査し、介護保険給付費の減額と関連する財源の減額補正を行うとともに、前年度の繰越金のうち基金への積み立て可能額と今年度の保険料の余剰から生じた積み立て可能額を介護保険準備基金に積み立てるため、関連する歳入歳出を増額補正するものです。また、所得指標の見直しに伴うシステム改修費委託料が54万円減額となる一方、該当する国庫補助金の内示額が当初見込みを509万円下回ったため、市町村負担金を455万円増額補正して調整いたしました。

続いて、事項別明細書により説明をいたします。10ページ、11ページの歳入につきましては、

保険給付費の減額等に伴い、2款の分担金及び負担金、1項1目関係市町村負担金で4,545万円、4款国庫支出金1項1目介護給付費国庫負担金で7,000万円、同2項1目調整交付金で1,880万円、同項4目介護保険事業費補助金、これがシステム改修に係る国庫補助金になりますけれども、509万円、5款支払基金交付金の1項1目介護給付費交付金で1億1,200万円、6款県支出金の1項1目介護給付費県負担金で6,000万円をそれぞれ減額補正するとともに、基金への積み立ての財源として、9款繰越金に2億6,564万5,000円を増額補正するものです。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。歳出であります。歳出につきましては、介護保険システム電算委託料の減額により、1款総務費の1項1目一般管理費を54万円減額補正いたします。また、保険給付費の減が見込まれることから、2款保険給付費1項介護サービス等諸費を4億円減額補正する一方、4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金を3億5,484万5,000円増額補正するものです。

続きまして、議案第13号平成30年度諏訪広域連合一般会計予算案について説明を申し上げます。予算書をごらんください。初めに1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,913万9,000円と定めるものです。

次に、予算の内容につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、六つの款の歳入合計は、2億4,913万9,000円となっております。

6ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、五つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は3,673万8,000円となりました。

8ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は1億6,922万円を計上し、前年度比14.1%の減となりました。1節経常経費負担金は1億19万5,000円の計上で、繰越金の充当により前年度比2,230万2,000円の減となりました。2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は3,293万7,000円の計上となっております。3節小児夜間急病センター事業負担金は1,386万6,000円の計上で、繰越金の充当により前年度比533万4,000円の減となりました。4節防災啓発共同事業負担金は20万円の計上となっております。5節高齢者福祉事業経費負担金は介護保険の低所得者に配慮した利用者負担の軽減事業等に係る負担金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財源として一般会計で受け、一般会計で事業実施するためのもので、1,023万4,000円の計上であります。6節障害者福祉事業経費負担金は、障害程度区分審査会の運営を行うための負担金で、1,178万8,000円の計上であります。

2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、介護保険の低所得者の保険料軽減に係る国庫負担金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財源として一般会計で受け、介護保険特別会計に繰り出すこととされているもので、軽減額の2分の1に相当する1,500万円の計上となります。

3 款県支出金 1 項 2 目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は、社会福祉法人の利用者負担の減免に係る補助金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財政として一般会計で受け、一般会計で事業実施するためのもので、17 万 8,000 円の計上です。同項 3 目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業補助金は、小児夜間急病センターの運営に対する補助金で、170 万円の計上です。同項 2 項 1 目介護保険関係負担金は、国の負担金同様、低所得者の保険料軽減に係る県費負担金で、軽減額の 4 分の 1 に相当する 750 万円を計上しております。

次に、10 ページにかけてですが、6 款繰越金は 3,542 万 8,000 円の計上で、前年度比 289.2% の増となっております。

7 款諸収入 2 項 1 目雑入は、恋月荘派遣職員人件費の厚生連負担金等で、1,988 万 1,000 円を計上しております。その下の総合福祉基金繰入金については、恋月荘派遣職員人件費に係る共済組合関係経費や健康診断に係る広域連合負担分を総合福祉基金から繰り入れるもので、派遣職員の減に伴い本年度は予算計上がありません。

12 ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1 款議会費 1 項 1 目議会費は、広域連合議会議員改選年に隔年で実施しております行政視察に係る経費が減となり、96 万 7,000 円の計上となっております。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、事務局の職員人件費や各種事務委託料、OA 機器借上料などで、1 億 3,655 万 1,000 円の計上となっております。

16 ページをお願いいたします。同項 2 目福祉連携費は、恋月荘を厚生連に移管したことに伴い、広域連合職員であった旧恋月荘職員が引き続き新恋月荘で業務に従事する場合、これらの職員を厚生連への派遣扱いとし、その人件費を執行するために設けられたもので、派遣職員数の減により前年度比 36.9% 減の 784 万 5,000 円の計上です。この財源としては、厚生連からの負担金等が充てられております。また移管後、派遣職員の八ヶ岳寮への引き上げ等により派遣人員は減少し、新年度の派遣職員は 1 名となっております。

同項 3 目防災総務費は、関係市町村と共同で実施しております防災講演会などの防災啓発事業に係る経費です。

3 款民生費 1 項 1 目高齢者福祉費は、介護保険の低所得者対策にかかわるものです。歳入で御説明した国・県・市町村負担金等により、一般会計で事業実施、あるいは特別会計に繰り出すもので、社会福祉法人による減免事業補助金と低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計への繰出金など、3,291 万 3,000 円の計上であります。

18 ページをお願いいたします。同項 2 目障害者福祉費は、障害支援区分審査会に係る経費で、1,178 万 9,000 円の計上です。

4 款衛生費 1 項 1 目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の 2 次救急医療を確保するための圏域内 6 病院に対する運営費補助金で、3,293 万 7,000 円の計上となっております。

同項 2 目小児夜間急病センター事業費は、諏訪地区小児夜間急病センターの管理運営に要する経費で、2,533 万 7,000 円の計上となっております。

22ページから28ページまでの給与費明細書につきましては、説明は省略させていただきます。
30ページ、31ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳ですが、各事務、事業別に
関係市町村の負担金を掲載してありますので、ごらんをいただきたいと思います。負担割合は規約
で定められており、病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%となっており、そ
れ以外の経費は均等割20%、人口割80%と定められております。一般会計予算の説明は以上で
ございます。

続きまして、議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について
説明を申し上げます。予算書の32ページをごらんください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそ
れぞれ3億9,687万3,000円と定めるものです。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。35ページをお願いいた
します。歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は3億9,687万3,000円となっております。

37、38ページの歳出の総括ですが、三つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特
定財源は町村からの入所者に係る施設事務費負担金等に係る県支出金7,771万1,000円と、
その他の欄にあります市からの入所者に係る施設事務費負担金等の民生費負担金等2億6,353
万4,000円で、合計3億4,124万5,000円。歳出総額に占める割合は86.0%と
なっております。八ヶ岳寮の運営費は、公債費以外の経常経費は基本的に入所者に係る県と市の負
担金等で賄われていることとなります。

39、40ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款1項1目関係市町村負担金は、公
債費にかかわるもので、広域連合構成市町村が負担するものです。4,326万3,000円を計
上いたしました。

同項2目民生費負担金は、措置市、措置市といいますが入所者を入所させた市という意味です
が、これは諏訪圏域外からの入所もありますので、諏訪地方3市には限定されないものです、措置
市が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、市からの入所者98名分、2億5,13
9万4,000円となっております。

3款県支出金1項1目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金
で、町村からの入所者30名分、7,771万1,000円であります。これも諏訪地方の町村に
は限定されません。

6款繰入金2項2目救護施設八ヶ岳寮退職手当準備積立基金繰入金は、30年度の退職予定者1
名分に係る長野県市町村総合事務組合特別負担金のために繰り入れるもので、773万円を計上い
たしました。八ヶ岳寮は職員の退職金の支払いのため同組合に対し積み立てを行っていますが、退
職時点で何らかの理由によりこの積み立てが不足する場合、退職年度に不足分を特別負担金として
一括支払いするため、その財源分を基金より繰り入れるものです。

43、44ページをごらんください。ここから歳出となります。2款民生費1項1目施設管理費
は、職員人件費、各種業務委託料などで、このうち職員手当には八ヶ岳寮の安全対策のための宿直

1名増員分の経費が、また使用料、賃借料には安全対策の一環として防犯カメラ2台の増設を行う経費や、寮内の環境整備としてトイレ消臭機器を導入する経費が計上され、総額2億5,468万3,000円であります。

続きまして、2款1項2目施設事業費は、燃料費、光熱水費、賄い材料費、入所者小遣いなど、施設利用者の直接処遇にかかわる経費で、9,792万7,000円の計上となっております。このうち備品購入費には、一部居室へのエアコン購入費が計上されております。

次に、47、48ページをごらんください。3款公債費は、八ヶ岳寮改築事業にかかわる起債の償還にかかわるものです。

49ページから54ページまでは給与費明細書となりますが、説明は省略させていただきます。

55ページは地方債にかかわる調書で、平成30年度末の地方債現在高の見込み額は、1億3,190万4,000円となっております。

56ページは関係市町村負担金内訳ですが、29年度と同様、経常経費分はなく、公債費分のみで、合計4,326万3,000円となっております。前年度比較で増になった市村と減になった市町に分かれておりますが、公債費総額にほとんど変動がない中で、近年の人口動態により6市町村内の人口割合が相対的に高まった市村の負担額が増加しております。八ヶ岳寮特別会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。予算書57ページをごらんください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ189億6,229万円と定めるものです。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。62ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、10款までの歳入合計は189億6,229万円となっております。

64、65ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、七つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は145億4,419万9,000円で、歳出総額に占める割合は76.7%となっております。

66、67ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は41億4,843万1,000円で、前年度比2.6%の増となっております。保険料率は第6期から据え置きといたしましたが、被保険者数を事業計画の推計値により見込んだ結果、新規65歳到達者の増などにより増となっております。

2款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は26億4,817万7,000円です。このうち1節保険給付費関係負担金は、市町村が負担することとなっている保険給付費の12.5%分を関係市町村に負担いただくもので、実績割10%、人口割90%で算定しております。

2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の一定割合を関係市町村が負担するもので、介護予防・日常生活支援総合事業費は事業費の12.5%を、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.25%を負担いただくこととなっております。

3節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を均等割20%、人口割80%で按分して

負担いただくものです。

4節保険料軽減関係負担金は、低所得者の保険料軽減に係るもので、国が軽減額の2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を負担するものであります。

4款国庫支出金1項1目介護給付費国庫負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付にかかわる給付額の20%と、施設サービス給付にかかわる給付額の15%を国が負担するもので、31億6,812万4,000円となります。

2項国庫補助金1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者数の差や被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するため交付されるもので、8億7,913万円の計上です。

2目、3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費については事業費の25%に当たる1億4,562万2,000円を、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費、これは包括的支援事業と任意事業を指すわけですが、については事業費の38.5%に当たる1億9,990万4,000円をそれぞれ国が補助するものです。

続いて、68、69ページですが、5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の2号被保険者の介護保険料が、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、介護給付費の27%分に相当する47億4,730万1,000円を計上いたしました。また、2目地域支援事業支援交付金は、同様に2号被保険者が負担する介護予防・日常生活支援総合事業費の27%分で、1億5,727万2,000円となっております。

6款県支出金1項1目介護給付費県負担金は、居宅サービス給付費の12.5%と施設サービス給付費の17.5%を県が負担するもので、25億4,622万円を計上いたしました。

2項1目と2目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費については12.5%に当たる7,281万1,000円を、介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事業費については19.25%に当たる9,995万2,000円をそれぞれ県が補助するものです。

8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、第1段階の被保険者の保険料軽減に係る、国2分の1、県4分の1の負担分につき、一般会計を經由し繰り入れることとなっているもので、平成29年度の軽減実績をもとに2,250万円を計上しました。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、給付費に対し各種財源を充当した結果、不足する分を基金より充当し保険料の上昇を抑えるためのもので、本年度は3カ年の事業計画の初年度で、1億1,896万4,000円を計上いたしました。事業計画期間である3カ年合計では、7億3,500万円を繰り入れる予定となっております。歳入についての説明は以上であります。

続きまして、歳出の内訳について説明を申し上げます。1款総務費についての説明は割愛させていただき、76、77ページの保険給付費から説明させていただきます。保険給付費の総額は175億8,259万9,000円で、前年度比0.7%の減でございます。これは第6期において利用者負担の引き上げや介護サービス基盤整備が計画どおり進捗しなかったことから、給付実績が計画を下回ったため、第7期においては給付見込みを慎重に見積もった結果、前年度予算に対して減少したもので、この結果、対応する各種特定財源の予算額も減額となっております。この保険給付

費予算額は、介護保険特別会計予算額全体の92.7%を占めております。

では、76、77ページの1項介護サービス等諸費の主な内容について説明を申し上げます。介護サービス等諸費は、要介護認定者のうち要支援の方を除く要介護1以上の方々に対するサービス給付費となります。1目居宅介護サービス給付費は、居宅で生活している方が利用する訪問・通所などの介護サービス給付費で、68億637万5,000円の計上です。これは保険給付費全体の38.7%を占めております。

次に、2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前にサービス給付を受ける場合、給付されるもので、一旦10割支払った後、9割分が償還払いされます。1億2,564万4,000円の計上となっています。なお、これ以降出てまいります特例という言葉が冠されるサービス給付費は全て同様の趣旨のものとなりますが、予算額が些少のものにつきましては説明を割愛させていただきます。

3目地域密着型介護サービス給付費は、住みなれた地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型居宅生活介護、いわゆるグループホーム、あるいは29人以下の小規模の特養などに係る経費で、33億711万1,000円の計上となっております。

5目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設の利用に対する保険給付費で、52億3,520万2,000円となっています。このサービス給付の保険給付全体に占める割合は非常に高く、保険給付費予算全体の約29.8%を占めております。

7目居宅介護福祉用具購入費は1,364万4,000円で、前年度比22.5%の減となっておりますが、これは前年度実績を勘案して見積もった結果、減となったものです。

続いて、80、81ページをごらんください。8目居宅介護住宅改修費は3,347万1,000円で、前年度比12.9%の減です。これも前年度実績を勘案して見積もった結果、減となりました。

9目居宅介護サービス計画給付費は居宅介護サービス利用者のケアプラン作成等に係る保険給付費で、7億1,968万4,000円となります。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費ですが、こちらは要介護認定者のうち要支援認定を受けたの方々に対するサービス給付費です。なおこの費目については、制度改革により訪問・通所の居宅介護予防サービスが地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行するため、事業費が33%減と大幅に減額となっております。

1目介護予防サービス給付費は3億129万1,000円で、前年度比39.1%の減となっております。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は3,049万4,000円で、前年度比14.3%の減。これも前年度実績を勘案した結果、減となりました。

5目介護予防福祉用具購入費は377万4,000円で、前年度比27.7%増。これは前年度実績を勘案した結果、増となりました。

6目介護予防住宅改修費は1,700万6,000円の計上です。

84、85ページをごらんください。7目介護予防サービス計画給付費は4,757万9,000円の計上です。

次の3項1目審査支払手数料は、介護サービス事業者からの費用請求につきまして、その審査と支払いを長野県国民健康保険団体連合会に依頼しているため、その手数料を払うためのもので、1,627万5,000円を計上いたしました。

4項高額介護サービス等費は、介護サービス等を利用する場合、所得段階に応じた利用者負担の限度額があり、利用者負担の限度額を超えた場合、その超過分を支給するものです。1目は要介護1から5の認定者が対象となるもので、3億2,391万8,000円。86ページの2目は要支援1・2の認定者が対象となるもので、65万2,000円を計上いたしました。

5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担金のうち、既に支給されている高額サービス費等を除いた額を合算した結果、限度額を超えた額について介護保険分と医療保険分に按分してそれぞれ保険者が支給するものです。1目の高額医療合算介護サービス費は4,136万7,000円で、前年度実績を勘案した結果、前年度と比べ18.9%の増。2目の高額医療合算介護予防サービス費は25万1,000円となっております。

次に、6項特定入所者介護サービス等費ですが、これは低所得の施設入所者に対し、施設等の食費、居住費を補足的に給付するものです。1目特定入所者介護サービス費は要介護1から5の利用者に対する給付費で、5億5,269万1,000円。88ページの2目要介護認定前の者に対する特例特定入所者介護サービス費は506万5,000円の計上です。3目特定入所者介護予防サービス費は要支援1と2の利用者に対する同様の給付費で、要支援の方の施設入所は少ないこともあり、50万4,000円の計上となっております。

5款地域支援事業費となります。地域支援事業は要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、予算構成上は1項介護予防・生活支援サービス事業費、2項一般介護予防事業費、3項包括的支援事業及び任意事業の三つの事業で構成されています。

事業費は全体で11億515万3,000円で、前年度比14.2%増となっております。これは先ほど説明いたしましたとおり、介護予防サービス等諸費から訪問・通所系のサービスが地域支援事業に移行したため増となったものです。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費のサービス対象者は、移行前の要支援の方のほか、基本チェックリストにより該当とされた方を対象に訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、予算額は3億2,106万4,000円、前年度比65.2%の増となっております。

90ページの2目介護予防ケアマネジメント事業費は、利用者に対して介護予防及び生活支援を目的として、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供するよう必要な援助を行うもので、5,130万1,000円の計上です。

2項1目一般介護予防事業費は、要支援認定等にかかわらず全ての1号被保険者に対し地域の

実情に応じた効果的、効率的な介護予防事業を実施するもので、2億821万2,000円の計上です。

次に、92ページの3項は包括的支援事業・任意事業費となります。まず1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの事業費として4億2,676万円を計上いたしました。地域包括支援センターでは、これまでの総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業に加え、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、高齢者に対し一層包括的な支援を行ってまいります。

2目の任意事業費は保険者の任意性の高い事業で、家族介護支援事業費を初め、成年後見制度利用支援事業費、介護相談員派遣事業など、9,590万3,000円を計上いたしました。このうち市町村への委託事業が9,247万3,000円に上ります。

98ページから104ページまでは給与費明細書となりますが、説明は省略させていただきます。

106、107ページは関係市町村負担金内訳ですが、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してございます。合計欄において、市町村により増減がありますが、八ヶ岳寮に係る負担金と同様、6市町村における人口比率の変動によるものです。介護保険特別会計予算の説明は以上でございます。

最後に、議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について説明を申し上げます。139ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,397万6,000円と定めるものであります。

予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。142ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、三つの款の歳入合計は1,397万6,000円であります。

次に、144ページの歳出ですが、二つの款の歳出合計は歳入合計と同額でございます。このうち特定財源は1,388万6,000円ですが、これは諏訪地域ふるさと振興基金の運用益でございます。

146ページをお願いいたします。歳入の内訳ですが、2款財産収入1項1目利子及び配当金は、ふるさと振興基金の運用益です。

次に、148ページをお願いいたします。歳出の内訳ですが、1款1項1目ふるさと振興事業費は1,387万6,000円の計上となっております。

事業ごとの主な内容について説明を申し上げます。まず、ふるさと振興事業費ですが、広域のスケールメリットを発揮した婚活支援事業のイベント等の委託料に445万円を計上いたしました。

生活環境整備事業費では、昨年に引き続き圏域内住民や子供たちの環境美化に対する意識の高揚を図るため、圏域内の小中学校や公共施設に花の配布を行うための原材料費83万円を計上いたしました。情報ネットワーク推進事業費では、LCV-FM広報の委託料として570万3,000円を計上しております。諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算の説明は以上でございます。

これで、消防関係を除く議案についての説明を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 それでは、私から消防に関する議案3件について説明申し上げます。

まず初めに、議案第3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正についての説明を申し上げます。改正理由につきましては、平成30年1月26日、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正いたすものでございます。

手数料の標準額につきましては、平成10年に閣議決定された地方分権計画に基づき、原則3年に一度見直すこととされ、平成29年度が見直し年度であることから、関係省庁で見直しが行われ、消防関係では危険物の設置許可等に関する手数料が改正されることに伴い、規定の整備を図るものでございます。

改正の対象となる施設は、最大数量500キロリットル以上1,000キロリットル未満の準特定屋外タンク貯蔵所及び最大数量1,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所に係る設置許可手数料でございまして、概要につきましては第3条に係る別表の整備を図るものでございます。

附則であります。この条例の施行期日を平成30年4月1日からとするものであります。

続きまして、議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についての説明を申し上げます。改正理由につきましては、諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例に消防署の管轄区域を記載するものでございます。これは消防一元化前、市町村に設置されていた消防署は所在する市町村を管轄区域としておりましたが、平成27年、消防一元化に当たり、これまでの管轄区域がなくなり、市町村の垣根を越えて災害出動することから、管轄区域の記載を削除した経過がございます。しかしながら、消防組織法第10条では、消防署の管轄区域は条例で定めるとされていることから、改めて全ての消防署が6市町村を管轄区域とすることとし、再掲するものでございます。

続きまして、議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算案について説明を申し上げます。予算書をごらんください。初めに108ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ25億5,080万6,000円と定めるものであります。

次に予算の内容につきまして事項別明細書により説明を申し上げます。113ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、六つの款の歳入合計は25億5,080万6,000円で、前年度比2億145万6,000円、8.6%の増となっております。

115ページをお願いいたします。歳出の総括でございますが、三つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は2億8,794万5,000円となりました。

117ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。1款分担金及び負担金1項1目負担金は22億2,196万3,000円を計上し、前年度比1,680万5,000円、0.8%の減となりました。1節消防費負担金は19億6,082万9,000円の計上で、前年度比3,075万6,000円の減となりました。2節公債費負担金は1億8,191万4,000円の計上で、前年度比740万2,000円の減でございます。3節その他負担金は高速自動車国道支弁

金及び退職手当特別負担金で、7,922万円の計上で、前年度比2,135万3,000円の増となりました。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は危険物許認可等の手数料で、160万円の計上となりました。

4款県支出金1項1目県委託金は県からの移譲事務に基づく特例処理事務交付金で、6万円の計上となりました。

5款繰越金は1億2,011万6,000円の計上で、前年度比3,873万5,000円の増でございます。

6款諸収入1項1目預金利子は1,000円の計上でございます。同款2項1目雑入は防火管理講習会の受講料で、26万6,000円の計上となっております。

7款連合債1項1目消防債は、はしご付き消防自動車整備に係る消防施設整備事業債で、2億680万円の計上となっております。次の119ページ、消防費国庫補助金につきましては、はしご付き消防自動車整備に係る経費を消防債で負担するため、本年度の計上がありません。

121ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1款消防費1項1目一般管理費は職員の人件費、研修費等の職員管理に係る経費などで、19億7,339万9,000円の計上となっております。

同款2項1目常備消防費は1億7,401万1,000円の計上で、前年度比489万1,000円の減でございます。減の主な内容は、消耗品費の見直し及び消防救急デジタル無線の免許更新が終了したことに伴う手数料の減でございます。

123ページをお願いいたします。1款2項2目消防施設費は、はしご付き消防自動車の更新などによるもので、2億1,948万2,000円の計上となっております。

125ページをお願いいたします。2款公債費でございます。1項消防本部公債費は1億5,531万円の計上で、前年度比134万2,000円の増となっております。これは平成28年度に更新いたしました高規格救急自動車の購入経費で、1年間の据え置き期間が終了したため、平成30年度から元金の償還が開始となるための増でございます。以下、各署の公債費をお示ししてまいりますのでごらんいただき、説明は省略させていただきます。

127ページ、3款予備費でございますが、前年度と同額の計上となっております。

次の129ページから135ページまでの給与費明細書及び136ページ地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明は省略させていただきます。

138ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますが、関係市町村の負担金を掲載してありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

消防に係る議案3件について、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

両角昌英議長 これより承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号から議案第17号までの17議案について順次質疑を行います。

まず、議案第1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について質疑はありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について質疑はありませんか。今井秀実議員。

17番今井秀実議員 17番、今井秀実です。ページで言えば126ページですが、備品購入ということで自動車購入、はしご付き消防自動車の購入ということで、金額的には2億1,000万円ということで非常に高額ではありますが、消防にとって非常に重要な自動車かなというふうに思いますが、どんな状況でこの購入をしていくのか。それから、どこに配備されて、どんな機能が期待されているかという概要をちょっとお聞きしたいと思います。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 今井議員の質問にお答えさせていただきます。はしご車の購入でございますが、現在、岡谷消防署に配備してありますはしご車は平成9年に配備したものでございます。ここで20年が経過いたしまして老朽化が進んでいるということでございます。そして、製造メーカーでありますモリタという会社からも、既にオーバーホール等実施しているものでございますが、メンテナンス等が機材、機材といいますか部品が既に古くなって、もう十分そろわないということで、基本的に17年間をもって更新はしていかないと姿勢を示しております。それら等を考慮いたしまして、ここで20年が経過するものですから、事故等があつてはならないために更新していくものでございます。

配備先でございますが、中高層建物4階以上の建物をはしご車の出動対象としておるところでございますが、建物の多い諏訪市を主な管轄とする諏訪消防署に配備していきたいと考えているところでございます。以上です。

両角昌英議長 今井秀実議員。

17番今井秀実議員 新たに諏訪署に配備していくと。高層の建物が多いということで、わかりました。それで、財源的には消防事業債というんですか、消防施設整備事業債か、118ページに出てきますが、これで大半を充てて整備していくということですが、いわゆる借金になりますので、交付税措置の様子とか、何年間で償還していくか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 財源についてでございますが、緊急防災・減災事業債という起債がございます。

これを利用させていただきまして、支払いをしていくものでございますが、支払い期間は10年で支払っていくものでございます。なお、一般会計の支払いにつきましては、済みません、ちょっとお待ちください。

両角昌英議長 事務局長。

松崎寛事務局長 この償還につきましては交付税算入されるものでございます。

両角昌英議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第2号、議案第3号、議案第10号、議案第13号のうち所管部分、議案第16号及び議案第17号を。

福祉環境委員会に、議案第1号、議案第4号から議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号のうち所管部分、議案第14号及び議案第15号をそれぞれ付託いたします。

両角昌英議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

両角昌英議長 本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでした。

散 会 午後 3時02分

平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月29日（木）

午前 9時30分 開議

○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて
- 日程第 3 議案第 2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予

算

本日の会議に付した事件

日程第 1	一般質問	ページ	ページ	
1番	廻本多都子	36	2番 望月克治	42
3番	金井敬子	49	4番 牛山智明	55
5番	今井秀実	60		

日程第 2～日程第 18

議案第1号から議案第17号まで17件一括議題

議案第2号及び議案第3号並びに議案第10号、議案第13号のうち所管部分、議案第16号及び議案第17号 総務消防委員長報告

議案第1号、議案第4号から議案第9号、議案第11号及び議案第12号、議案第13号のうち所管部分、議案第14号及び議案第15号 福祉環境委員長報告

議案第1号から議案第17号まで17件各質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員 (22名)

議席	議席
1番 林元夫	2番 金井敬子
3番 宮坂徹	4番 増澤義治
5番 牛山智明	6番 小松孝一郎
7番 金子喜彦	8番 廻本多都子
9番 矢島昌彦	10番 小林庄三郎
11番 小池賢保	12番 望月克治
13番 北沢千登勢	14番 伊藤玲子
15番 両角昌英	16番 武井富美男
17番 今井秀実	18番 笠原順子
19番 共田武史	20番 八木敏郎
21番 小池勇	22番 五味平一

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 金子ゆかり	副広域連合長 今井竜五
副広域連合長 柳平千代一	副広域連合長 青木悟
副広域連合長 名取重治	副広域連合長 五味武雄

監 査 委 員	樋 口 繁 次	事 務 局 長	松 崎 寛
会 計 管 理 者	藤 森 一 彦	企 画 総 務 課 長	林 直 典
情 報 政 策 課 長	永 田 賢 二	介 護 保 険 課 長	小 池 博 幸
八ヶ岳 寮 寮 長	牛 尼 淳 夫	消 防 長	宮 坂 浩 一
岡谷市広域担当課長	岡 本 典 幸	諏訪市広域担当課長	前 田 孝 之
茅野市広域担当課長	小 平 雅 文	下諏訪町広域担当課長	伊 藤 俊 幸
富士見町広域担当課長	伊 藤 一 成	原村広域担当課長	宮 坂 道 彦

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|       |         |           |       |
|-------|---------|-----------|-------|
| 書 記 長 | 前澤由美子   | 企画総務課総務係長 | 森 井 潤 |
| 書 記   | 宮 坂 香 織 |           |       |

~~~~~

第1回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 (2-2)

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時52分

(傍聴者 なし)

開 議 午前 9時30分

両角昌英議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員は21人であります。

○日程第 1

一般質問

両角昌英議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 おはようございます。通告に従い一般質問を行います。

2000年からスタートした介護保険制度、3年ごとの見直しが繰り返され、平成30年度から第7期の事業計画が示されました。安倍政権のもと、またそれ以前の自公政権から続く医療・介護の制度の見直しでは、自己責任、そういったことへの転嫁の中で、介護は共助、自助、そして互助へと社会保障制度としての考え方も変わってきているのが今現実です。医療や介護などの公的な支援が最も必要とされる場所に、今では重い負担が課せられている状況です。

さて、今回は介護保険制度における減免や軽減について伺いたいというふうに考えています。

1、介護保険料について。今回、第6期の事業計画から第7期において、そのまま据え置きとなっている。その状況について。

2、介護保険制度における現在の減免、この状況。

そして三つ目、事業所への利用料の未払いの実態、こういったことがあるかどうかも含めての3点を伺いたいというふうに考えています。

さて、まず1点目で、今回、第7期計画において、保険料の据え置きを基金の導入などで行ったわけですが、第5段階の基準額、これ80万円以上ということですが、80万円から下の低所得者の方の軽減、こういった国の低所得者への配慮から別枠で公費の導入をもって保険料を現在軽減しています。その5段階までの方たち、これを計算すると、諏訪広域でも5段階というのは基

準額でその人たち10%くらいあるんですけども、50%以上占める。そういった中で、保険料の滞納者、所得の低い人たちほど多くなっているというのが全国的な現実であります、その実態と現状は、諏訪広域ではどうなのかをまず伺いたいと思います。以下は自席にて行います。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 おはようございます。廻本議員の介護保険 低所得者への減免や軽減についての御質問についてお答えを申し上げます。

保険料の滞納状況につきまして、ここ数年の滞納額の状況を見ますと、平成27年度は3,111万円、平成28年度は2,819万円、平成29年度は2月末現在ですが、2,346万円で、滞納額は減少傾向となっております。また収納率においても、平成27年度は89.4%、平成28年度は90.2%、平成29年度は2月末時点で既に89.7%とわずかながら改善をしております。改善理由といたしましては、新規加入者の増加に伴い、年金からの特別徴収の割合が増加してきていることに加え、市町村での納付相談が効果を上げているものと考えられます。

平成29年度はまだ年度途中ではありますので、平成28年度で所得段階別の滞納者の割合を見ますと、現年度分の滞納者合計820人に対し、滞納者が多い順に第1段階が174人、21.2%。第4段階が126人、15.4%。第8段階が97人、11.7%。第6段階が91人、11.1%となっており、所得の低い層の割合が高い傾向にあります、所得の高い層にも滞納者が見られます。

また、不納欠損となったものの滞納理由のうち、納付困難を理由とする者90人の所得段階別の内訳を見ますと、第2段階の方が22人で24.4%、第3段階の方が13人で14.4%、第4段階の方が15人で16.7%となっており、全体として第4段階以下の所得の低い層の割合が高くなっています。

保険料率については、第6期の事業計画において、所得の低い第1段階から第3段階の方を国の基準より引き下げました。引き続き第7期においても、低所得者の負担増にならないよう同様な対応を図ってまいります。また、保険料の支払いが困難な方に対しましては、基本的に市町村が対応していますが、広域連合も市町村と連携して細かな納付相談に心がけてまいります。

両角昌英議長 廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 ただいまの回答を見ると、やはり所得の低い人、第5段階は基準額というところの中で、収入の多い人にも十数%、10%まではいきませんが、滞納をされている方がかなりいます。そういった中で、今回、6期と据え置きという形の保険料のわけですけども、前の6期の段階でいくと、第1段階の人、最も低い人ですね、そういう人が月額1,605円、第2段階が2,675円、第3段階の人が3,745円という保険料を払うというふうに設定をされています。1,000円や2,000円くらいの段階で、それくらいは応益負担ではないけれども、負担をしていただくのが順当だという御意見もございます。中にはパブリックコメントの中で、保険料をしっかりと集めろというパブリックコメントもありました。

しかし、今、本当に生活実態としては苦しい状況です。特に年金の方とお話をする中では、年金

が毎年下げられている。そういう苦しい状況の中で、今回、国のほうでも、いわゆる日本の全国民の中の所得、生活基準があるんですけども、その低い層の人たち、約10%という、その基準の人たちが生活保護の基準の指標になっているんです、基準額の。それが、その人たちの消費が下がっているために引き下げをするという国のやり方で、引き下げを今回政府の基準額、決定したわけですけども、生活が苦しいから消費ができない、こういう状況にあるというふうに私は考えます。国の何でも減らしていく、こういった中、そしてまた今回、所得の低い人には低所得者への保険料の配慮という面では、まだあるわけですけども、今回、保険料の中で、一応6から7、保険料は変化をしないというふうに見えますけれども、第7期において全然変化がないのでしょうか。軽減状況はどういった状況になっていますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 廻本議員の御質問の関係でございますけれども、公費負担の関係を御質問されているかと思えます。先ほど連合長のほうからも答弁があったわけですけども、諏訪広域といたしましては、1段階から3段階までの方に対しまして、いわゆる保険料率、国の基準よりも引き下げて対応をしております。その中で、本来でありましたら消費税が上がるときに、前回のときに第3段階までの方を対象とするわけですけども、第1段階までの方につきましては、0.05%引き下げて対応しております。そういったことは第7期においても継続されると思えます。

廻本議員おっしゃるとおり、所得の低い方は厳しい状況であると思えますけれども、広域といたしましても国の基準よりも下げている、そういった点も考えまして、第7期については同じような取り扱いをさせていただきたいと思っております。そんなところで7期のほうは進めさせていただきたいと思えます。

両角昌英議長 廻本議員。

8番廻本多都子議員 本当に6期と同じように国の引き下げからプラスされて、公的にお金を入れて保険料の引き下げを行っているわけですけども、私、今回、給付のほう下がって、保険料、基金が大分余ったのでそこから導入をしてということでありましたので、さらなるこういった低所得者への配慮を求めたいというふうに思います。

次に、質問を変えますけれども、保険料の負担もさることながら、今、利用料もかなり負担をされているということで、私の質問は主に低所得者ということに限られている質問の中でありまして、今回、国はずっと給付削減、そしてまた何でも自己負担という中で、現役世代は2割、3割の負担をしていただこうじゃないかということも推進されている中で、やっぱり介護保険医療制度、例えば重度、やっぱり医療費であれば重度の人、介護であれば介護度が重い人ほど負担が多くなるわけですよね、その人の自己負担が。さらなるそういったことが、ならざるを得ない状況にあります。

現在、所得の多い方の2割負担、また現役世代の3割負担というような現役収入の3割負担というふうに考えられているわけですが、私が思うには所得の低い方たちの利用料に対する減免、こういったことは広域連合、各市町村さまざまいろいろなところでされているというふうに思いますけれども

ども、現在、広域連合の中で利用料の減免措置、そういったものがどういう状況になっているか伺いたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 サービス利用料の減免についての御質問だと思います。諏訪広域におきましては、低所得者の利用料の軽減の措置といたしまして、社会福祉法人による減免の制度と施設入所をした場合の食費や部屋代を補填する補足給付を行っております。介護施設に入所する場合につきましては、食費や居住費は全額利用者の負担となることが原則となっております。その場合、所得の低い方が介護施設の利用ができなくなってしまうことのないよう、生活保護世帯など所得の少ない方に対しまして、食費、居住費のうち負担限度額を超えた部分を介護保険から支給しております。

この制度の過去3年間の利用状況でございますが、平成27年度が約2万8,000件、6億400万円。平成28年度が2万7,000件、5億3,800万円。平成29年度、2月末現在でございますが、2万2,000件、4億1,600万円ほどとなっております。

また、社会福祉法人等の利用負担の助成につきましては、サービス利用者の負担の支払いが困難な方に対して行っています。助成の対象となるサービスは、居宅サービス及び地域密着型サービスのうち支給限度額管理の対象となるものと、介護老人福祉施設のサービスです。対象者は老齢福祉年金を受給している者で、住民税非課税の者や住民税所得割非課税の者、その他特に生活が困難である者、またこれに準ずる者と認められる者などで、利用者負担額の2分の1から全額の範囲で助成を行うことができます。

この助成の実績ですけれども、社会福祉法人、民間助成を含め、平成27年度が116人、917万円、平成28年度が116人、802万円、平成29年度は2月末までで88人、833万円となっております。平成29年度は預貯金の増加などにより認定の更新時に対象者から外れる方がおられましたが、1人当たりの利用額の増加に伴い、助成額の総体としては前年に比べて増加しております。以上でございます。

両角昌英議長 廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 さまざまな今、減免制度、社福による所得による減免制度というのが今発表されたんですけれども、何億かけてサービスを使えるようにしていくという中で、年々ふえている、802万円から833万円というふうにはふえているんですけれども、こういった中で、これを利用する、例えば私いつも思うんですけれども、役所の方にいろんな制度を市民の方が利用していただくときに、まずは申請制度なんですよ。それで、こういった制度がありますよという周知はどうしていますかという、広報などで知らせています。例えば私もたまたま介護を経験している者ですから、ケアマネジャーや医療のケースワーカーの中から、こういった制度がありますから、これを利用してくださいという方法で伝達されて、それを家族が市役所に行ったりして減免制度を利用したりしているんですけれども、かなりの人数が申請されて使っていると思うんですけれども、周知の方法は、今、私が言った状況の中で、それ以外に周知をしていますか、介護保険制度って私

つも思うんですけども、使わないとこの制度というのがよくわからないというのが現実なんです。家族の人も本人もそうなんですけれども、ぜひとも周知の状況の中で、パンフレット等々の作成だとか、その辺の状況がどういうふうになっているのか。今までと同じ状況で周知をしている、そういう状況なんですか。それを伺いたと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 廻本議員の周知の方法でございますが、こちらの周知につきましては、当然パンフレット、そういったものも作成しておりますし、ホームページ、そういったところにも載せてございます。市町村の職員のほうも制度自体は理解をしてございますので、相談があったときには当然そういったことにつなげていると思っております。また、地域包括支援センターのほうのケアマネジャーにおいても、そういったものを熟知のほうはしていると思っておりますので、そういった中で対応のほうは行われているものと認識はしておりますけれども、そういったことが今後またさらに周知ができるように、私どものほうとしてもいろんな会議の場において皆さんのほうへお伝えし、徹底していきたいと思っております。

両角昌英議長 廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 本当にそうなんです。知らないとわからなくて、やあ、知らなかったということが、ケアマネジャーに言われて初めて使ったりいろいろしたので、今後もその方向で、できるだけ利用できるようにしていただきたいというふうに考えております。

さて最後に、三つ目の質問になりますけれども、この間、地域支援事業包括的ケアシステム、こういったことの導入で、病院から施設、そしてまた在宅ということで、国の思惑、心の底に流れている国の中では、医療費や介護給付、こういったものの削減を目的とした介護制度の改定がたびたび行われているというふうに私は考えています。

もちろん利用者にとっていい部分もありますけれども、そういった中で、介護予防、そういった事業、障がい者の方とあわせた自立支援というものの中で、これを介護にも適用ということで掲げて、食事、排せつ、移動、入浴など介護を中心としたお世話型介護からの転換として、その一つ、要介護度を改善させた事業所、例えば介護度3だった人が介護度2になる、介護度2だった人が1になるという改善をした事業所に介護報酬を、そういった事業所に引き上げる。自立支援という名のもとに、それを後ろ向きにやっているような事業所、介護度がずっと同じ状態になってしまう、介護度が例えば上がってしまう、こういった事業所は報酬にペナルティーを科す。こういった成功報酬型の導入、これを提案するなど、ますます社会保障制度という中で、介護保険制度は必要な人に必要なサービスを受けられるものということで始まり、家族型介護から社会で介護をしようという中で、必要な人に必要なサービスを受けられるものとかけ離れていっているという状況です。

今回の介護報酬の改定などがありますが、地域介護事業所を人手不足が一番、聞くところによると介護の担い手の方が少なかったり、落ちつかなくて、あっちへ行ったりこっちへ行ったりという中で、人手不足というのを挙げられています。そういう中で、本来受けられるサービス、例えばデイサービスであつたら、8人、9人受けられるところを6人にしたり、ショートステイのベッドを

1床、2床減らして介護サービスを行う、こういった事業所も出てきています。こういったことは非常に私、問題だというふうに思います。介護労働者が少ないというのは、ましてや介護労働者の賃金が低いと数年前からずっと言われています。これも問題です。

こういった中で、介護サービスが必要な方たちにとって提供者であるそれぞれの事業所が円滑に十分なサービスが提供できることが大事というふうに私は考えておりますが、今後、事業にとって利用料の未払い、こういった今、状況も生まれているのではないのでしょうか。病院でも診療報酬の改定、これも引き下げる。そして昨今の景気低迷。国民の賃金がなかなか上がらない。税金負担がどんどんふえていく、重くなっていく。こういった中で貧困と格差が広がっています。未払いの額が年々上昇している、こんなことも伺っておりますが、介護事業所でもこういったことはないのでしょうか。今、広域連合で、その点での実態、事業所の、そんなことをつかんでいるかどうか、また今後どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 事業所への未払いの実態についてお答えをいたします。事業所への利用者の負担額の未払いにつきましては、事業所への実施指導の際に各施設の運営推進会議などでお話を聞く機会がございますが、利用者の支払いが一、二カ月おくれることはあっても、そのまま未払いになってしまったという話は今のところ把握はしてございません。利用者やケアマネジャー、あるいは事業所にとって一番の相談窓口は市町村の地域包括支援センターとなります。地域包括支援センターはケアマネジャーや利用者からの相談があった場合、ケア会議の開催などにより関係者と情報を共有し、単に経済的な補填にとどまらず、利用者のニーズに合った適正な介護のサービスの利用についても検討する役割を担っております。

また、ケアプランの作成時には、利用者及び家族とケアマネジャーの間でサービスの利用方法と必要な費用についての確認を行い、利用する事業所からはサービス内容と支払いの方法についての説明を受けた上で、実際のサービスの提供となります。仮にケアプランを作成する時点で必要なサービスに対して支払いが困難と判断されれば、ケアマネジャーは地域包括支援センターと相談し、社会福祉法人による減免等の制度につなげていくなど、利用者や家族にとっての必要なサービスが受けられないことのないように努めているものと認識をしております。

いずれにしても、地域包括支援センター、介護事業所と情報交換等を行う中で、未払いや支払い困難などの相談の有無について把握に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

両角昌英議長 廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 今の答弁でいえば、地域包括支援センターが一番重要な役割を果たしているわけですが、そういう中で医療や介護という中で、また新たにライフドアというものが諏訪市でもやるようになりました。一番は、やっぱり在宅はいいんですね、日々顔を合わせるものですから、利用料の未払いということはほとんどないと思うし、今ほとんど貯金通帳からそのまま引き落としで利用料を払うという形にされている方が多いと思いますので、なかなか未払いというのはないとは思いますが、先ほど地域包括支援センターと相談をしながらということでありまし

たけれども、施設を利用する方なんかは本当に食事や住居分の減免、軽減をされているにもかかわらず、やっぱり1人のお部屋だったら高いとか、そういった中で、家族の中でも多床室がいいとか、サービスを削ろうとか、そういったことが私は起こるといふふうに思っています。

地域包括支援センターの中で相談はされているとは思いますが、事業所が潰れるというか撤退するということがないように、ぜひとも広域連合でも気を配っていただいて、地域ケア会議やそういったところだけで情報収集するだけではなく、今、事業所でどんなことが困っているのかアンケート等々をとるなり、私はそういった手段でしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 こういった経済的に困っている未払いの方の状況につきましては、私どものほうでも運営推進会議、そういったものもございますので、そういったところで、こちらのほうから自主的に聞き出すようなことも考えていかなければいけないと思いますし、アンケートにつきましては、今後どのような関係でできるかどうかというものも含めまして、検討をさせていただきますと思います。

両角昌英議長 廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 保険料から始まって、いろんなサービスを利用するために、低所得者に対してどうなのかということテーマにお聞きしましたが、本当に今こういう状況の中で、ひとり暮らしやそういった方が多いので、さらなる低所得者への配慮をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

両角昌英議長 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

12番望月克治議員 12番、望月克治です。一般質問を行います。

まず、住みなれた地域で最期を迎える体制づくりについてお聞きします。医療と介護の一体的な改革として、住みなれた地域で最期を迎える方をふやす方向を国は目指しています。介護施設はいいの住みかの意味合いが強まっていますが、各種の調査では自宅で最期を迎えたいとの希望が強くあらわれています。そうした中、介護離職者を出さないためにも介護施設の充実と、訪問看護と在宅医療体制の拡充は必要不可欠となります。広域連合での取り組みの進捗状況をお聞かせください。

次に、広域消防本部一元化後の人員体制についてお聞きします。一元化され3年がたとうとしています。高機能指令センターの開設に伴い、広域消防全体での人員配置が行われています。人員の配置は十分になされているか。県防災ヘリの墜落事故から1年たちました。このところ自衛隊や米軍の事故が頻発しています。その背景に予算削減や業務の繁忙による疲労などがあるのではないかと報道もあります。消防体制にそうした懸念はないか5点についてお聞きします。

一つ、有給休暇の取得状況。一つ、勤務サイクルの中で連休の取得はできていますか。一つ、旅行などができる長期休暇を取得する仕組みはありますか。一つ、当直から当直までのサイクルはどうなっていますか。一つ、大規模災害対応など自宅待機及び非常招集はどのような仕組みですか。

以上、答弁を求めます。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 望月議員の質問にお答えいたします。地域で最期を迎える体制づくりについてですが、第7期介護保険事業計画の策定に当たり行った高齢者等実態調査では、元気高齢者の44.2%、要介護認定者の53.9%ができる限り自宅で生活したいと回答しており、施設などよりも自宅での生活を望む声が多くなってきています。団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年をめどに、医療・介護ともに連携して在宅医療及び介護のサービスの必要量の確保に向け体制整備を進めておりますが、第7期介護保険事業計画においては、県の第7次保健医療計画における在宅医療の整備目標と第7期介護保険事業計画の整合性を図ってまいります。

諏訪圏域では、療養病床の削減により比較的医療ニーズの低い方が在宅医療へ移行することとなる人数は、平成32年度末で29人と推測されています。この29人については、おおむね介護老人保健施設（老健）で受け入れが可能であると考えておりますが、退院後の方などに対して頻回な訪問介護や訪問看護を提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、泊まり、通い、訪問を組み合わせ多機能なサービスが受けられる小規模多機能型居宅介護など、可能な限り自宅で生活ができるような在宅サービスも受け皿になると考えております。

諏訪広域連合の取り組みとしては、今年度までの第6期介護保険事業計画期間中に諏訪広域初となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が3カ所立ち上がり、ここで約1年が経過するところであります。利用者も順調にふえているところですが、利用者の状況を見ますと重度者よりも軽度者の利用率が高いということもわかってきました。今後は定期巡回・随時対応型訪問介護看護だけでなく、他の在宅型のサービスも含めて利用者の傾向や状況を分析し、在宅支援サービスのあり方を研究する必要があると考えております。

また、軽度、中度、重度、それぞれの状態像に応じた必要なサービスの検討はもちろんのことですが、退院直後の短期集中的な支援の方法や独居・老々介護など、それぞれの家族状況や介護力に応じた支援の方法を、多職種がさまざまな事例に即して検討する機会をつくっていくことも重要であると考えております。

第7期介護保険事業計画においては、特養、老健、認知症グループホーム、特定施設などの入所・居住系施設を232床整備する予定であります。また、24時間体制で必要なサービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスにつきましても、未整備地区を中心に整備してまいります。

これにあわせ、施設整備において看取りの体制を整備することや、在宅サービスにおいて医療と介護など多職種間の連携機能を強化してまいります。また、既存のサービスを有効に活用する方法や、自宅で最期を迎えたいという希望をかなえるために、地域において求められるサービスやシステムについて、介護以外の視点も含めたソフトの部分や介護者を地域で支えていくための地域づくりを含め、地域包括支援センターを中心に研究を進めていくことが大切であると考えております。

消防につきましては、消防長よりお答えをいたします。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 望月議員の消防職員の勤務体制、休暇の取得状況及び大規模災害時の非常招集等についてお答えいたします。平成29年度の諏訪広域消防本部の職員は、午前8時30分から午後5時15分まで勤務する日勤者が34名、午前8時30分から翌朝8時30分まで勤務する当直勤務者が197名で、それに派遣及び育児休業中の職員3名を加えた合計234名体制となっております。

まず初めに、火災・救急など災害現場へ出動する当直勤務者の勤務サイクルから御説明いたします。現在、諏訪広域消防各消防署の当直勤務は3交代制となっております。これは各署の職員を第1消防係、第2消防係、第3消防係の三つの係に分け、24時間ずつ交代で勤務するものです。朝8時30分に出勤した職員は翌朝の8時30分まで勤務し、勤務が終了した8時30分からは非番日となります。当直勤務者は、この非番日の翌日が週休日となり、この日が日勤者の日曜日等の休日に当たります。当直、非番日、週休日のサイクルを年間通じて繰り返しておりますので、当直勤務者には日勤者の土日のような週休日が続く連休はございません。

職員の有給休暇の取得状況であります。平成29年中、日勤者の平均取得日数は9.1日、当直勤務者の平均取得日数は11.2日であり、日勤、当直の平均で年間1人当たり約11日の有給休暇を取得しております。休暇の取得に際しては、各署に配備されている消防車両の運用において最低人員を確保する必要があることから、希望する日に必ずしも休暇を取得することができない場合もございますが、職員同士で勤務日を交代するなど相互に協力し、災害活動に支障のないよう対応しております。

次に、3連休以上の休暇の取得状況でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、当直勤務者の当直は午前8時30分から翌朝の8時30分ですが、休憩時間及び仮眠時間がございますので、当直1回の勤務時間は15.5時間となります。日勤者の1日の勤務時間が7.75時間でございますので、1回の当直で日勤者の2日分勤務していることとなります。当直勤務者が当直日に有給休暇を取得しますと、本来、非番日となる翌日も休暇日となり、さらにその翌日はあらかじめ割り当てられた週休日でございますので、当直日の前日の週休日と合わせますと4連休という形になります。また、諏訪広域連合職員の休暇等にかかわる条例、規則は、諏訪市の条例規則を準用することとされておりますので、諏訪市の条例規則で定められた長期の特別休暇についても必要に応じ取得することが可能です。

続きまして、大規模災害時における自宅待機及び非常招集についてでございますが、諏訪広域消防では、大規模な災害が発生し、もしくは発生することが予想され、または発生した災害が拡大し、もしくは拡大が予想される状況において、これらに対処する消防力を確保するために、勤務時間以外の職員を招集または自宅待機することとしております。招集命令につきましては、非番日に当たる職員を招集する1次招集、非番日及び週休の職員を招集する2次招集、指名された職員を招集する特別招集等に区分され、災害の規模によって消防長等が発令しております。非常時において勤務時間外の職員を招集することにつきましては、圏域住民の安全・安心を確保する上で必要不可欠ではありますが、職員の心身の健康管理には十分配慮し対応していかなければならないと考えており

ます。

いずれにいたしましても、職員の健康管理につきましては、諏訪広域連合職員衛生管理計画に基づき適正な労務管理を実施するとともに、訓練時及び災害現場における安全管理の徹底を図り、引き続き事故防止に努めてまいります。

両角昌英議長 望月克治議員。

1 2 番望月克治議員 まず、介護のほうから再質問させていただきます。今お答えにもありましたように、高齢者等の実態調査、かなりいい調査をしていますね。お答えの中にもありましたが、可能な限り自宅でいたい。施設を希望している方の中にも、その理由には家族に迷惑をかけたくないからというのが半数を超えています。迷惑をかけないで済むなら自宅でいたいということだと思います。本当に自宅でいたいという希望が強いということで間違いないでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 自宅でいたいかどうかということでございますけれども、高齢者実態調査の認定者の結果から見ますと、アンケートの項目からもあるわけですが、望月議員おっしゃるとおり、そういったところが読み取れるものと理解をしております。

両角昌英議長 望月克治議員。

1 2 番望月克治議員 この実態調査、非常によくできていて、ぜひ今後も役立てていただきたいものだと思います。国では地域医療構想で2025年までに医療機関の慢性期病床の患者のうち30万人を介護施設や在宅医療に転換することを目指しています。この方々を地域で受け入れる体制づくりが必要になるわけですが、先ほど平成32年末で29人というお答えをいただきましたが、厚生労働省の死亡場所の調査では、医療機関が減って老健や特養というところがふえています。事業計画では地域密着型を、先ほどお答えいただいたように232床増設を目指しています。施設で最期を迎えるということが多くなるとは思いますが、そうしたことに当たり施設当事者の意識改革、施設で看取りしなきゃいけないという施設の職員の方の意識改革が進んでいますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 職員の意識改革でございますけれども、施設運営者の意識改革につきましては、今回の制度改正の中におきまして、施設サービスに関する看取り体制の報酬加算、そういったものがふえてきてございます。報酬に関する改正は施設にとって大きな関心事、そういったことになっているかと思えます。施設においては今まで以上に看取り体制を充実する、そういった方向に向けて意識とかそういったものが進んでいくものと思っております。

両角昌英議長 望月克治議員。

1 2 番望月克治議員 ぜひそういうところをしっかりとサポートして進めていただきたいと思えます。

病院には、先ほどお話ししたように、いられない方が出てくるわけです。施設も望めば全ての人が入れるわけではないので入れない。そうなれば自宅でということになるんですけれども、先ほどの実態調査のですね、認定者のほうの問いの43や49の回答を見ると、通所系サービスと訪問看護・介護が求められています。介護離職者を出さないためにも地域包括ケアの体制、この地域で受

け入れる体制は十分です。それを支えるには医師や看護師が必要です。その人員体制というのは十分でしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 医療に関する人員の不足になるわけですが、その場合の医師、看護師の関係ですが、介護保険サービスの人員と同じように難しい状況であると理解をしてございます。

諏訪広域において、具体的にどのようなところまでは現在十分に把握はしてございません。しかしながら、これから介護保険を運営していくには医療の状況を把握することが非常に大切となってきました。そういったことを認識しておりますので、今後、医療と介護の連携が進む中で、さまざまな機会を通じてそういった状況等について把握をしていきたいと思っております。

両角昌英議長 望月克治議員。

1 2 番望月克治議員 把握をぜひ進めていただきたいと思っております。国は病院の医師が少ないと、東京で救急車がたらい回しになって命を失うなんていうこともあって、医大の入学者をふやして地域医療に従事する医者を育てるための地域枠なんていうのも設けて対応を進めていますが、国による医師を減らす政策、医者に行きにくくするためにやったんですが、そうした影響はいまだに大きく、平均年齢も10年で4歳高齢化しています。きのうも委員会の中で平均年齢を聞かせていただきましたが、平均年齢10年で4歳高齢化しています。2010年の資料では人口10万人当たりの医師数で、長野県は平均以下の33位と少ない状況です。絶対量はすぐには変えられないので、医療、介護、地域の連携が重要になるわけです。おっしゃるとおりです。

それを進めていただかなければいけないわけですが、地域包括ケア体制を強化することですけれども、核となるセンター認知度というのは、実態調査の元気高齢者の問43の回答では、「知らない」と「よくわからない」が63.3%です。問44では事業内容の周知が求められています。もっと教えてほしいということですね、やっていることは何なのかという。連携を図るとともに周知も重要です。この点について何か取り組んでおられますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 こちらの認知度につきましては、元気高齢者に関する周知の機会として、65歳の誕生日を迎える方を対象にした介護保険の説明会がございます。毎月、市町村ごとに行われているわけですが、その中で、お困り事の相談場所についても丁寧に周知を図っているわけですが、今現在お元気な方にとってすぐに必要のない情報であるため、記憶に残らないといった、そういったこともあるのではないかと思います。

とはいえ、周知活動については継続が大切になってくると考えておりますので、介護保険の説明会だけでなく、高齢者クラブの集まり、いきいきサロンなど高齢者が多く集まる機会を捉えて宣伝等を繰り返すこと、そういったことに努めてまいりたいと思っております。

両角昌英議長 望月克治議員。

1 2 番望月克治議員 ぜひそういった取り組みを進めていただいて、若いときから知っていれば何となくそこにとっつきやすくなると思っております。

高齢化とともに高齢者世帯と単身世帯が増加しています、先ほどお答えの中にもありましたけれども。自宅での看取り、この体制が大変重要になってきます。孤独死などという言葉もあります。

大変心配になるところです。みとられることなく医師の立ち会いもなく亡くなられて後に発見される、そういったことも私も実際、訪ねていったお宅で亡くなっていて救急車と警察が来たという経験がありますけれども、そうしたときに、まず発見者、救急車を呼ぶことになると思います。消防長にお聞きしたいのですが、こうした場合、救急搬送はしていただけるのでしょうか。また、そうした不審死というのか、お一人で亡くなられたようなところに消防で救急を呼ばれたというような、そういうことは何件くらい起こっているのでしょうか。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 倒れた後に発見された方の救急搬送についてでございますが、119番通報の際、通信指令課におきましては呼吸を感じることができない傷病者に対しまして、心肺蘇生法の実施を指導しているところでございますが、救急業務実施基準の第19条では、救急隊員は傷病者が明らかに死亡している場合、または医師が死亡していると判断した場合は、これを搬送しないものとされているところでございます。明らかに死亡している場合というのは、傷病者の頸部、首でございます、または体の胴体部分が離脱、離断している場合等の状態から、社会通念上、死亡と判断できるもの及び死斑など死亡の際にあらわれる特徴や全身に腐敗が見られ、社会通念上、死亡と判断できるものとされておりまして、救急隊がこの判断をする際の基準や手順につきましては、諏訪地域メディカルコントロール協議会で詳細に定められているところでございます。医師法に基づき、死亡の診断は医師のみが行うこととされておりまして、救急隊が現場到着した際に明らかに死亡している条件に該当しない限りは、必要な救命措置を施しながら病院へ搬送することとなります。

なお、平成29年中におきましては、9,050件の救急出場があり、8,209人の方を医療機関へ搬送しております。不搬送の方934人のうち明らかに死亡と判断して搬送しなかった方は193人でございます。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 多いですね、193人。今後、ふえかねないですよ。1人で暮らしている方が多くて、訪問看護や病院からの訪問もないと、命を失うときに医者との立ち会いがなければ不審死になって警察の捜査対象になってしまいますから。そういう点でも訪問介護・看護、非常に重要なんですけども、訪問看護も介護も山間部が多いこの地域性から、訪問先が離れているので制度上採算がとれないという面が多く出てきています。当事者の努力だけでは、これはどうしようもない面があるわけです。ここを支援しないと地域を支える事業者負担を今度強いることとなります。行きたいんだけど、もうからないから行けないという事業者があるわけです。そうしたところに対する支援策は検討されていますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 山間部のサービスの支援策、そういったものになろうかと思えます。介護保険事業計画を策定する際に、介護サービスの整備を検討するに当たりましては、地域における

ニーズ、そういったものに配慮をしております。訪問介護にかかわらず、足りないところへ必要なサービスが供給されるよう考慮しながら整備計画を検討している状況でございます。ただし、特に山間部という地域に視点を当てますと、訪問介護に限らず医療やその他の社会サービス全般について供給効率という面では運営が難しい状況であると認識をしております。その部分に保険者としてどのような支援ができるか、またコンパクトシティというような考え方もございますので、そういったものを含めて何ができるのか、そういったものを研究していく必要があるかと、そういったことは認識しております。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 ちょっと話が長くなるからやめます。コンパクトシティというのは、本来ドイツで始まったときには町を小さくするというのではなくて、生活している人が移動距離を少なく暮らせる町をつくらうというのが本来のコンパクトシティの意味なので、今の日本と捉え方は間違っているということを一言申し添えておきます。

訪問医療と介護の体制構築と充実は、高齢化と医療・介護の一体改革で急務となっているところです。全国の先進事例も研究しながら医療機関との意思の疎通を進めて、住民が安心して最期を迎えられるように、医師の確保も一緒にすけれども、そうした体制づくりを進めていただければと思います。お願いします。

続いて、消防についてお聞きします。役場を退職される職員にお聞きすると、有給休暇は使い切れていないで終わりますという声が多く聞かれます。今お答えいただいた中でも、当然、取得状況では有給休暇は皆さん残って退職されるということだと思います。そういう状況ではやはりよくないと思うんですが、こうしたことは多いんでしょうか、そういう有給を残して退職されてしまう方は。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防職員には有給休暇が20日認められております。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、平均11日の有給休暇を取得しているという状況でございます。休暇を取得する体制というのは整っていると思いますし、必要に応じ取得してもらっていると思っております。ですが、必ずしも、今おっしゃるように全て20日間、繰り越し等ありますと40日間という日数、最大とれることができますので、それを全てを消化して、有給休暇を消化するという職員はなかなか平均するといないと考えているところでございますし、実際もないと思っております。

両角昌英議長 望月克治議員。

12番望月克治議員 そうですね、10日ですからね。もうほとんど使い切れていないというのが現実だと思います。ただ、消防の方々は大変な仕事を常に緊張感を持ってやらなければいけないので、十分な休養がとれていないということは問題だと思います。有給がなくても十分とれているとおっしゃるかもしれないんですけども、そうではないと思います。なるべくとれるような体制づくりを進めていただきたいと思います。いざというときに、やっぱり消防の方々の方が元気がないと十分な体制がとれないということがあると思います。休みがとれない原因というのはやっぱり人員

だと思っただけですけども、人員の充足、数は本当に足りているとお考えですか。

両角昌英議長 消防長。

宮坂浩一消防長 職員の充足数でございますが、今、消防が一元化されて3年が経過したというところで、検証等も進めておるんですが、消防といたしましては一元化されたときに認められた消防職員数、これでしっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

両角昌英議長 望月克治議員。

1 2 番望月克治議員 決められた数でやっていきたいということは、ごもっともなんですけれども、医者ですよね、先生や看護師、介護士、保育士、そして学校の先生、教員、こうした方々は非常に使命感を持ってその職業についておられるので、どうしても過負担となってもそれを受け入れてやらなきゃいけないという思いで仕事をこなしてしまう。消防の方なんかはまさにそうだと思います。疲れていても行かなきゃいけない。そこに現場があるわけですから。そうしたことは、やっぱり当事者に苦しい思いをさせるということになると思います。これはやっぱり不条理ですよ。みんなのために働いている、世の中のために働いている人に負担を押しつけるというのは非常に不条理だと私は思いますので、広域計画というものを前提としないで、実態に合わせて職員と職場、そしてその職場の充実、そういうところを主眼に置いた消防体制の構築をお願いして質問を終わります。

両角昌英議長 次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

2 番金井敬子議員 議席2番、金井敬子です。2月22日付で私ども日本共産党は諏訪6市町村の議員集団として、広域連合長宛てに介護保険についての要望書を提出しました。第7期介護事業計画素案に対し、介護保険料をさらに引き下げてほしいことや、特養の整備数をふやすべきなどの要望であります。これに対し、3月16日、連合長より文書にて回答をいただきました。残念ながら私どもが求めた保険料の引き下げや特養のさらなる増床整備についての要望をかなえることには至りませんでした。このような文書回答をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

それでは通告に沿って、本日は介護事業所の現状と課題についてと介護職員の人材確保と育成について質問させていただきますので、よろしく願いします。

全国的に、介護現場では介護従事者の低賃金と重労働により人手不足が慢性化しています。厚生労働省2016年の賃金構造基本統計調査によれば、介護職員の平均賃金は一般労働者の平均額よりも約9万円も低く、介護職員の離職、不足状態へと悪循環が続いています。

ことしの1月に長野県民主医療機関連合会が発表した介護実態調査は、介護現場の厳しさを示す内容となっています。この調査に回答を寄せた県内介護事業所に勤める456人のうち、介護の仕事をやめたいと思う方は8%、時々やめたいと思うのは55%にもなり、やめたいと思う理由のトップは賃金が安い、次に仕事が忙し過ぎる、三つ目が体力が続かないとなっています。そして、利用者に十分なサービス提供ができていないかとの問いに、余りできていないが21%、できていないが2%、その理由のトップは人員が少なく業務が過密になっているとされています。

介護現場の人手不足は提供されるサービスの質、量を引き下げざるを得ない状況や、事業所の閉鎖などにもつながっているのが現状です。それはこの諏訪圏域でも言えることではないでしょうか。

第7期介護保険事業計画策定に向けて基礎資料とする目的で行われた昨年夏の介護支援専門員アンケート調査の集計結果は、まさにそれを示しているものと思います。

サービス提供の状況を問う設問に対し、サービスニーズに比べてサービス提供量に余裕がないと答える割合が35.4%と3年前の前回調査より11.4ポイントも増加。その理由をマンパワーの不足と答えた割合が83.3%にも上っています。最初に触れた民医連の調査結果では、42%の事業所が人材不足にあると集計されていますが、その結果と比べても割合が高いのがとても心配であります。

諏訪広域の結果に話を戻しますが、事業所の安定経営のために何が必要かとの問いに、人材の確保、育成との答えの割合が73.8%と最も多く、かつ前回調査より13.2ポイント増加しています。続けて結果を追いしたいと思います。事業所のスタッフが不足しているとの回答は61.3%で、前回調査より10.7ポイント増加。人材マネジメント上の問題として介護職員などの確保、募集、採用を挙げたのは43.2%で、前回調査より8.0ポイント増加しているものの、日常業務に追われ人材育成に取り組む時間の確保が難しいが63.8%と前回調査より8.3ポイント増加しており、事業所として人材の確保、育成が課題と捉えながらも、そこに手が回らない状況があらわれています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる時代に備え、介護職員の確保と事業所経営の安定に向けた対策は、それぞれの事業所単位での課題であるだけでなく、介護保険の保険者である当広域連合にも強く求められるものであるはずです。

そこでお聞きしたいのは、広域連合として諏訪圏域内の介護現場の現状と課題をどう把握、分析されているのでしょうかということでもあります。加えて、各種介護事業所の運営協議会などで当広域連合の職員の方々が現場を訪れる機会も多いと思いますが、先ほど触れました介護支援専門員アンケート調査結果以外につかんでいる現場の生の声、現状などありましたらぜひお知らせください。

そして、それらを踏まえた上で、介護サービスを的確に提供していくための人材確保と育成について保険者としてどうお考えでしょうか、お聞きします。第7期介護保険事業計画で、第5章で介護保険事業の適正かつ円滑な運営の中で、介護事業者の確保と育成について述べられておりますが、今後のより具体的な施策についてお聞きしたいと思います。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 金井議員の御質問にお答えいたします。介護事業所の現状と課題についてですが、諏訪圏域では現在、施設サービスや居宅サービスなど約460の介護事業所が事業を展開しているところでございます。昨年実施いたしました圏域内の事業所アンケートによりますと、職員の充足度について61.3%の事業所が人材不足であると回答し、前回、平成25年度調査時よりも10%ほど高くなっております。人材が不足している職種としては、介護福祉士が66.3%、ヘルパー2級が44%、看護師が38%となっております。いずれの職種も前回より5%ほど高くなっており、人材確保が難しい状況が見てとれます。

第7期介護保険事業計画を策定する中で、介護保険委員会委員から、新たな施設ができるとそこ

に人材が集まり、その周辺の施設は人材不足になってしまうといったことや、デイサービスなど日中のサービスは比較的、人の確保ができていますが、入所系の施設においては夜勤人材の確保が困難であるといった御意見をいただきました。また、人材確保を事業所に任せるのではなく、公的な機関が人材育成のための施設や学校を設置できないかといった意見もいただいております。

事業所の運営推進会議の場において現場の声を聞く機会がありますが、離職に採用が追いつかないため管理者もシフトに入り夜勤を行っているといった事業所もあると聞いております。人材不足により入所を制限している施設や、二つのデイサービスを一つに統合する事業所も出てきており、利用者への影響も出始めております状況から、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。

次に、介護職員の人材確保と育成についてお答えをいたします。人材不足の状況につきましては、現在の諏訪地域の求人状況から見ますと、介護のみならず全産業において人材不足となっております。介護従事者の確保に向けては、賃金水準のみならず全県的に中期的、総合的な視野で取り組むことが肝要となりますので、県及び関係機関と連携、協力しながら人材確保に努めてまいります。

介護の仕事の魅力発信や介護人材確保にかかわる各種事業の促進を図ると同時に、介護サービス事業者の適切な事業を促すための育成、指導や、事業所における積極的な取り組みを支援するための情報提供を行ってまいります。また、介護の専門学校が定員割れしている状況や、卒業しても介護職につく方が減少しているといった状況などから、今働いている介護人材が離職しないようにすることが重要になっております。離職の理由には、お給料が安いとか仕事がきついといった理由もありますが、職場の人間関係を上げる方も多くございます。

広域連合といたしましても、実地指導の際に職員が気軽に悩みを相談できる風通しよい職場づくりや、管理者が積極的に声かけし何でも話し合える関係づくりをしていただくよう求めるなど、職場環境の整備について助言を行ってまいります。また、資格を持ちながら介護の仕事についていない、いわゆる潜在的有資格者を掘り起こす取り組みも必要と思われれます。そういった方々を対象とした日中の仕事、夜勤がある仕事、湖周の仕事、岳麓の仕事など、ポイントを絞った小規模の集団面接をハローワークが行っており、採用につながっていると伺っておりますので、市町村の事業者連絡会の場を提供するなどして、ハローワークと連携し集団面接会の内容を事業所へ周知してまいりたいと思います。

なお訪問介護事業所では、介護福祉士や介護職員初任者研修受講者によりサービスが提供されてきましたが、今回の制度改正で新たな研修課程が創設されます。現在、専門職が行っている生活援助中心型サービスは、この新たな研修終了者によってもサービス提供ができることとなりましたので、人材不足の解消に役立つものと考えております。今後、介護職員の処遇改善加算の拡充も図られる予定ですので、広域連合といたしましても制度改正や必要な手続についての指導や助言を行ってまいります。

両角昌英議長 金井敬子議員。

2番金井敬子議員 広域連合としても介護現場の人材確保・育成が大変重要な課題と受けとめていただき、具体的な今後についてもお答えいただきましたが、もう少し突っ込んでお聞きをしてまい

りたいと思います。

連合長の答弁の中にも触れられておりましたが、介護職の資格を有しながらも介護現場に就労されていない方、この方たちの数はかなり上ると思われます。こうした方の掘り起こしのため、先ほどハローワークで行っている集団面接の事例に触れていただきましたが、諏訪広域連合として人材バンク的なものの設置は視野に入れることはできないでしょうか、お聞きしたいと思います。

また、離職する方が多い一方で、新たに資格を取る方の減少も深刻です。これにも触れていただきました。介護福祉士の養成校の定員割れはもう10年以上も続いているというのが現状であります。これに対する対策として、将来、介護職を目指す学生をふやすため、圏域内の高校に対する介護職員の魅力のPR等に取り組めないか提起をしたいと思います。

現在でも介護職場では、若くてもやりがいと熱意を持って現場で頑張っている方も少なくありません。こうした皆さんの声を直接あるいは間接的に伝えること、あるいは職種として介護現場で頑張る側だけでなく、サービス提供を受けている利用者や家族の側から見て、介護職の皆さんのお世話になることで、こんなに生活が成り立っているんだよという、ありがたさを感じている声と聞きますか、そういったものも高校生または小中学生にもぜひ届けていただいて、将来、介護職を目指す子供たちをふやしていただければと思うのですが、これについてはいかがお考えでしょうか。

あわせて、長野県の場合では県社会福祉事業団を窓口、介護福祉養成学校への通学のために、入学準備金、就学準備金や毎月の就学金の支給といった経済的支援をする介護福祉士等就学資金貸付制度というものを設けております。この周知に広域としても努めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 今、金井議員のほうから3点ほど御質問を承りました。最初に、人材バンク的なものの考えといったことをございますけれども、介護現場に就労されていない方の掘り起こしのための人材バンク的な設置につきましては、今ちょっと把握している中では、長野県の社会福祉協議会社会福祉人材センターの事業の一つに、離職介護福祉士の届け出の制度といったものがございます。そういったものが該当するのではないかと思いますけれども、資格保有者が離職時に届け出をすることにより、再度、介護職として就業を希望する際に、円滑な就業に結びつけていく、そういった制度でございますが、現在、県内の168人の方の登録がされているといったことを聞いてございます。実際に就業に結びついたかどうかについては、問い合わせたところ、まだ確認ができていない、確認というか把握はしていないといったことであります。また、少ないといったようなことも聞いてございます。

広域としましては、先ほど連合長のほうから説明がありました、いわゆるスモール面接会、そういったものを主に進めていきたいと思うわけでございますけれども、その面接会は事業所の自己点検ができるなど事業所の改善点、そういったものの把握にもつながりますし、求職者にとっての事業者の、いわゆる処遇の比較ができるため、事業者、求職者にとってよい制度であると認識をして

ございますけれども、介護人材の不足につきましては全国的な問題でございますので、県やハローワークなどの関係機関と相談する中で、議員がおっしゃるような、そういう人材バンク的な活用ができる部分があれば、そういうものを研究なりしていきたいと考えてございます。

また、高校生のほうへ介護の魅力伝える関係でございますが、介護職のニーズの高さを訴える部分があるわけでございますが、こちらにつきましても、先ほどの長野県社会福祉協議会社会福祉センターの事業になりますけれども、中学校、高校からの申し出になるわけですが、福祉現場のPR事業といたしまして、県内各地で活躍する福祉施設の職員が学校へ訪問活動などを行っております。また、福祉・介護の仕事がよりよく理解されるよう、漫画教材の作成や県内各地の中学校、高校の進路指導の担当教諭との懇談、県教育委員会とも連携しまして中高生の就労ニーズの課題を分析しながら、将来の福祉・介護を担う若者がふえるよう取り組みを進めていると聞いてございます。

また、さらに長野県介護福祉養成施設の連絡会におきましては、高校生の保護者を対象とした介護・福祉の魅力伝える出前講座も行っておりますので、このような事業につきまして私たちも正直なところ勉強不足でございます。広域といたしまして、何ができるかできないかを含めまして研究等をしていきたいと、こんなふうにしてございます。

また、介護・福祉の就学金の貸し付け制度でございますが、こちらにつきましても長野県社会福祉事業団が窓口となっております介護福祉士就学資金貸付制度につきましてお聞きをしたところ、新聞、ラジオのほか、福祉の仕事の説明会、高校、介護人材養成施設へのパンフレットの配布等のPRを事業団で実施を行っているといったことを聞いております。毎年60名の貸付額に対しまして、それを上回る一応申し込みがあり、利用者の選考により決定しているとお聞きをしております。

広域といたしましては、高校や介護養成施設においては、既に周知がされているのではないかと、そういった認識を立ててございますので、こちらにつきましても現状の状況で御理解のほうをいただきたいと思っております。説明は以上でございます。

両角昌英議長 金井敬子議員。

2番金井敬子議員 広域として何ができるかできないのか検討していただけるということですので、今後に期待をしたいところではありますが、第7期の介護保険事業計画の中で触れられている介護従事者の確保と育成の項目につきましての記載についても、検討していきます、検討していきますというのが続いております。私はぜひこの検討を急いでいただいて、具体的な施策の実施を求めてまいりたいと思っております。県がやっているから、県の事業団がやっているからオーケーということではないはずですが、今後の介護保険のニーズに応えていくための大変大きな課題である介護職員の確保と育成については、しっかりとこれも取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは最期に、国への働きかけ、要望について、先ほど最初の答弁で連合長が若干触れていただきました、改めてお聞きをしておきたいと思っております。来年度の介護報酬の改定が行われるわけですが、0.54%と大変低いものであります。中でも通所介護ではさらに減収となる可能性もあり、

これでは現場の運営はますます大変になってしまうことが予想されます。介護報酬の大幅な引き上げを強く国に求めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。またあわせて、介護職の処遇改善も含めた社会的地位の向上も同様に国に強く求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 金井議員から国への要望について御質問を受けました。こちらにつきましては、介護職員の人材確保につきましては、超高齢化社会を迎えて介護を担う人材の確保に苦慮している現状が続いておりますので、介護職員の処遇改善は必要なものだと、そういったことは認識をしております。介護報酬として、平成29年度に1人1万円の処遇改善加算を行い、消費税が引き上げになる平成31年10月からは10年以上勤務している介護福祉士を対象に月8万円の処遇改善が図られる、そういった報道もされておるわけでございますけれども、しかし、加算による対応では今後も続くかどうか、そういったことがわからない状況であると思います。加算では基本給の昇給に充てる、そういったことも難しいことなどから、加算を一時金として支給している事業所、そういった事業所もあるかと思えます。

このようなことから、介護職員の安定的な確保、定着が図られるようにするためには、介護報酬を上げるなど恒久的な対応、そういったものも必要になってくるものではないかと思えます。介護報酬を上げること、処遇改善加算による拡充につきましては、介護給付費が増加をするといったこととなります。最終的には利用者負担金や保険料、そういったところにもはね返る、そういったことも認識をしております。県内の市町村の保険者も全くそういったことは同じ状況だと思えますので、県内の保険者のそういった考え方も参考にしていって検討していく、そういったことが必要かと思えます。そうした中で、市町村の合意等が図れるような場合につきましては、市長会や町村会等を通じまして国・県のほうへ要望等を上げていきたいと、そんなふうと考えてございます。以上でございます。

両角昌英議長 金井敬子議員。

2番金井敬子議員 介護報酬や、それから介護職員の処遇改善を行っていくことが介護給付費の増加につながって、それは保険料にはね返ってしまうという、そもそもそれは介護保険の制度そのものの問題点であり、国が介護保険に対する国庫の支出を減らしていく一方である以上、その仕組みは変わらないわけでありますので、私として、そもそも介護保険は社会保障の一つであると、そこに国はもっとお金を使うべきであると、そのことについても広域としてぜひ意見を上げていただければというふうに思えます。

それから、大変厳しい経営を行っている介護事業所に対して、小規模な事業所に対して直接的な経済的支援を保険者として行っている事例も全国にあるようであります。まだ私も不勉強で今回その詳しい事例をお伝えすることができませんので、また今後、調査・研究してまいりたいと思いますが、いずれにしても大変大きな課題であります介護現場の人材確保と育成について、積極的な施策に結びつけていただくよう求めた上で私の質問を終わります。

両角昌英議長 次に、牛山智明議員の質問を許します。牛山智明議員。

5 番牛山智明議員 皆さん、こんにちは。5番の牛山智明です。

2025年に向けた介護人材確保。団塊の世代が全て75歳以上となり、後期高齢者が全国2,000万人を超えるとともに、認知症や要介護高齢者の増大が見込まれています。このような状況の中で、地域包括ケアシステムの構築を通じ、21世紀型のコミュニティーの再生を図ることが喫緊の課題になっております。こうした地域包括ケアシステムの構築を図る最も重要な基盤が介護人材です。諏訪地域でも2025年に向けた新たな第7期介護保険事業計画が作成され、介護人材確保が課題として挙げられています。

そこでお伺いしたいのは、特に訪問介護者の現況についてです。1、訪問介護職員と介護職員の離職率は。2、離職された大きな要因は。3、訪問介護職員の給与について。4、自家用車の維持管理費と事故時の対応及び補償。5、腰痛対策。以上、5件です。先ほどの金井議員とダブるところもあるかと思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

初めに、訪問介護職員と介護職員の離職率について。介護職員についている人は、俗に言う3K、きつい、汚い、危険と、さらに給料が安いと個人的には4Kだと思います。このようなことから、離職率の高い仕事というイメージになっていると思われれます。全国の平成27年度、非正規の介護職員の離職率は22%、正規職員の離職率は15.8%というデータがあります。非正規職員の離職率が高いことがわかります。離職率が高いことによって人材不足につながっていると考えられます。また報道によると、県内の介護事業所の人材不足68.4%。3年前より11.0%増加しているとの記事がありました。

そこで、諏訪広域では訪問介護職員と介護職員の離職率は、ここ二、三年、どのような推移になっているのか。また、人材不足はどのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。以下は自席にて質問いたします。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 牛山議員の質問にお答えいたします。諏訪圏域では、ことしの2月末現在、56の訪問介護事業所が指定をされております。最初の御質問の訪問介護職員と介護職員の離職率について、これは諏訪圏域だけのデータはございませんが、平成28年に県が高齢者生活・介護に関する実態調査を行っており、県全体のデータでお答えをさせていただきたいと思っておりますので御了承をお願いいたします。

県内の訪問介護職員の離職率ですが、正規職員は11.6%、非正規職員は11.7%となっております。一方、施設で働く介護職員の離職率は、正規職員が10.4%、非正規職員が15.3%となっております。訪問介護職員は正規と非正規の差はほとんどありませんが、施設で働く介護職員は非正規の離職率が高くなっています。介護職員以外の職種の離職率を見ますと、看護職員の正規職員は8.7%、非正規職員は14.2%、また理学療法士や作業療法士の正規職員は6.6%、非正規職員は17.9%で、いずれも非正規職員の離職率が高くなっております。

また人材不足につきまして、昨年実施した諏訪圏域内の事業所アンケートによりますと、職員の充足度については61.3%の事業所が人材不足であると回答しており、前回の平成25年度調査

時よりも10%ほど高くなっている現状でございます。離職率についての説明は以上でございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 ありがとうございます。いずれにしても、諏訪圏域でぜひデータをこれからとっていただきたいなというふうに思います。

続いてですね、離職される大きな要因についてお伺いしたいと思います。先ほどから話のあるようにですね、きついとか仕事の量が多いとか汚いとか危険とか給料が安いとか、先ほどお話ありました人間関係がというようなお話がございます。こういう状況下の中で、実際に広域としてどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 離職率の大きな要因でございますけれども、今、牛山議員がおっしゃるような、きついだとか人手不足、それに危険であるとか給料が安い、そういった要因もあるかと思えますけれども、訪問介護事業所の指導・監督、これにつきましては県が行っているため詳しい内容につきましては、広域連合は把握していない状況となっております。しかしながら、訪問介護事業所にお聞きしたところ、70歳代のヘルパーもいる中で、訪問介護職員の高齢化、そういったものにより体力がきつくなってきたこと、そういった理由、親の介護や子育てのために退職するといったことなど、そういったことも主な理由になってきているといったことをお聞きしてございます。

離職者への対策といたしましては、柔軟な働き方が可能となるよう、今、短時間勤務の導入、そういったところをしている事業所、そういったところもございますので、短時間勤務など働く側に合わせた雇用をしていただくなどをしていただくことも事業所にとっては今後必要になってくるんじゃないかと、そんなふうに思っているところでございます。以上でございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 一番は何といっても、先ほどお話のあるように、低賃金と多忙というのが一番やめた理由としてですね、挙げられているということで、長野日報2月24日の新聞にも出ていました。そこでですね、次に一番問題になる訪問介護職員の給与についてお伺いしたいと思います。

お聞きしたいのは月給、あるいは日給でもいいんですが、それから時間給、通勤費という面でお伺いしたいと思います。介護職員の中で最も給料が安いとされているのは訪問介護職員です。時給では遜色ないように見えますが、訪問先への移動時間はカウントされていないというのが現実です。

例えばですね、移動に往復60分かかりますが、実働が60分というようなものを聞いております。

この移動60分にはですね、カウントされていないと。平成25年の公益財団法人の介護労働安定センターの調査によりますとですね、月給は正規職員が19万4,709円、非正規が18万8,208円。日給は正規が7,822円、非はですね、8,984円。時間給は正規が1,269円、非正規が924円というようなデータがあるわけですが、広域はどのようになっているのかお伺い

したいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 訪問介護職員の給与の関係でございますけれども、こちらにつきましても県の高齢者の生活・介護に関する実態調査の結果になるわけなんですけれども、平成27年度の決算数値を見ますと、デイサービスの介護職の正規職員は月額19万2,707円、非正規職員は16万4,863円で、正規職員のほうが高くなっていることがわかります。その他の介護職の給与や日給、時間給、通勤費、そういったものの案件になりますけれども、こういった詳細については現在のところお示しできるようなデータがございません。今後そうしたデータの収集に努めまして、可能な限り情報提供させていただきたいと考えております。

訪問介護事業所で働くパートの非正規職員の場合、子育てなどのあいている時間だけで働くことができ、施設職員のようにある程度時間が拘束される勤務では働くことが難しいといった方には働きやすい職場となっておりますので、給与面だけでなく働き面で訪問介護事業所を選ぶと、そういった方もいるといったことをお聞きしてございます。説明のほうは以上でございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 非正規については2万円ほど県より月給としては少ないということですが、先ほどの話では、広域では捉えていないということですが、広域内での違いという、例えば市町村の違いというのは何かございますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 広域内の市町村の違いということでございますけれども、そういったデータ自体を広域でお持ちしてございませんので、その辺については比較ができていない状況でございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 何かちょっと広域という言葉だけで、広域の何か意味がないように聞こえるんですが、少なくともですね、そういうデータとか、今これから我々が、私も含めてお世話になるところの、そういうところの実態がつかめていないのがちょっといかがなものかというふうに私は思います。というようにですね、移動時間の計算方法と、そういう実態も含まれているかどうかわかりませんが、先ほど言うように移動に60分かかって仕事60分で60分の仕事の給料しかいただけない。これ何かどうしても納得いかないんですよ。私たちが、じゃあ例えばそういう現場でいて、60分かけて移動して、その時間は何も給料に反映されていない、そういうのはどうも仕事の基本ベースから外れているというふうに思いますが、この私の意見に何か意見をいただけますか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 牛山議員から御意見をいただきました。実際のところ、広域として本当にまだ実態等、つかめておりませんので、こういったものについて把握について努めてまいりたいと思いますので、そのようなことでお願いしたいと思います。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 非常に私は残念だなというように思っています。そういう実態をもっとつかんでいただかないと、これから先もう目に見えていますから、我々がお世話になるのは、また後でこの細かいところ出てくるので後ほどまたお話ししますが、続いてですね、自家用車の維持管理費と事故時の対応及び補償ということでお伺いしたい。自家用車を使用して訪問介護に向かうようですが、自家用車のガソリン、オイル、タイヤ等、消耗品はどのように、あるいはエンジントラブルですね、こういうものについてどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 自家用車の維持管理と事故の対応及び補償についてでございますけれども、パート職員の場合、週に1回や2回の訪問だけの場合もございます。このため事業所の車ではなく自家用車を利用していることが多いとお聞きをしております。事業所では使用した距離に応じて交通費を支給することや、任意保険料の補助をしている事業所もあります。それぞれの事業所ごとの対応となっているのが現状でございます。自家用車のメンテナンスにつきましても各自が行い、業務中の事故は任意保険での対応をしていると聞いております。県が実地指導するわけでございますけれども、そういった際に、行う際に自家用車の使用について任意保険の加入状況などを確認するなど、万が一の場合に備えるような指導をしていると、そういったことでございます。説明は以上でございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 次に質問しようと思ったのを一緒に答えていただいたんですが、一番はですね、万が一事故が起きたときが一番大変なことになると思うんです。諏訪地域は非常に寒いところでございますので、冬は特に道が凍ったりしてですね、先日の大雪でも結構事故が起きています。そういう場においてですね、非常に事故が起きやすい状況下の中で、万が一事故が起きたときにどのように対応するのかということをもっと真剣に考えていただきたいなというふうに思っているところでございます。先ほどのお話だと個人の任意保険で全て賄えというのは、これもいかがなものかというふうに思います。これが実際に自分たちが遭われたときに、仕事中に通常のもので、仕事であれば当然、事業所なり、あるいは庁舎であれば庁舎で事故の対応なり、電話でもかけていただくということです。こういうところがですね、実際に働く人にとって非常に不安ではないかというように思います。そういうところからですね、実際に先ほどから言うように、資格を持っていても仕事をしないという、そういうところにもつながっているんじゃないかというように思います。ですので、もう少し何か改善をしていただきたいなというように思います。ということですね、例えばけがをしたときの補償、修理費用、調整、休んでいるときの費用ですね、等々については全て個人持ちということでよろしいのでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 今の牛山議員の御質問ですが、こちらの事業所については、所管は

県のほうになってきております。県のほうで訪問指導、実地指導等、そういう形になりますので、そういったところにつきまして私どものほうも承知していないことが多々あります。実際のところ、長野県のほうと相談いたしまして、今後のいろいろ詰めていきたいと思っておりますので御容赦願います。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 聞くところによると、市町村によってですね、キロ37円とか何か、ガソリン代だとか何かをいただいているという話を聞いているんですが、市町村によって三十幾らが微妙に違うというお話もあるんですが、そういうところというのは広域、先ほどから言うように県の指導というんだけれども、広域としてやっぱり合わせるべき事項じゃないかというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

両角昌英議長 副連合長茅野市長。

柳平千代一副広域連合長 いろいろ御指摘をいただいております。視点が二つあると思います。広域で事業を行っているとしたら当然していかなきゃいけない対応と、各事業所が行っていることに対しての監督指導という、そういう立場であろうかというふうに思います。ですから当然、課長が答弁したように、まだまだ丁寧にそういった監督指導していかなきゃいけない余地はあろうかというふうに思いますけれども、最終的な取り扱いはその事業所の決定ということになるかというふうに思いますので、この場で広域連合として答えられることと答えられないことがあるということは御了承いただきたいと思っております。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 わざわざ済みません。回答いただき光栄ではございますが、私もちょっと勉強不足のところもあると思うんですが、それぞれの社会福祉協議会というのがありますよね。この社会福祉協議会ってどこの管轄になるんですか。これも事業所ですか。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 社会福祉協議会がこうした事業を行っておりますが、社会福祉協議会にもいろいろな事業が含まれておりまして、その一部としてこうした事業を運営しているものもございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 わかりました。ここに時間をかけてもしょうがないので次に行きます。次にですね、また県の関係と言われると、もうそれ以上言いようがないんですが、こういう人たちの腰痛対策というのが結構騒がれているんですが、介護業務においてですね、腰痛というのは腰部の過剰な負担のかかる作業が多く、この業界で8割の人がですね、腰痛に悩まされているというのがあります。ある意味、労災として認定されてもおかしくない状況にあると思っておりますが、このような中でですね、対策はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 介護職員の腰痛対策でございますが、職場での腰痛により4日以上休業す

る方は、介護に限らず全職種を通じまして全国で年間4,000人以上おられます。そのうち福祉・介護事業に従事する者が1,000人を占めており、腰痛は介護職にとって大きな課題となっております。

その対策につきましては、介護者用の腰痛ベルトや、ベッドから車椅子に移動する際に体を滑りやすくするようなスライディングシートを利用するなど、負担の軽減をしていただいております。

また、日ごろの健康管理につきましては、介護保険法で事業所に対し職員の健康管理が義務づけられてございます。県の実地指導の際に、正規職員や非常勤職員につきましては社会保険などの健康診断が、パート職員につきましては市町村の健診などが実施されているかどうか確認し、職員の健康管理を十分行うように指導をしております。また、国では無料の腰痛予防対策講習会を毎年各都道府県で開催するなど、腰痛予防の普及啓発を図っています。広域連合の事業者連絡会があるわけですが、そういったところでも腰痛予防研修の実施について協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 訪問介護の場合、自宅に行ってもですね、介護者を持ち上げたり、あるいは移動させたりと非常に腰痛者が多いわけですが、私の意見としてはですね、例えばベルトの支給だとかというようなことを何か考えていただけないかなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 事業者のそういった実態等もまだ把握ができていない状況でございますので、そういった支給のそういった、議員から御質問があったわけですが、そういった実態についての把握に努めさせていただきたいと思っております。

両角昌英議長 牛山智明議員。

5番牛山智明議員 ありがとうございます。最後にですね、私も含めて団塊の世代がこれから先、介護でお世話になるわけですが、介護保険を払ってもですね、介護してもらえないような時代になってほしくないなというふうに思います。家族もいない、公的な介護に頼らざるを得ない単身高齢者もふえています。このような状況を打破するためには、人材確保が非常に重要になります。ですので、ぜひ先ほどからお話のあるようにですね、現状をもっと把握していただきたいというふうに思います。県からというお話もあるんですが、それ以前にですね、やっぱりこの地域がよくならなければ、県がどうこうというんじゃなくて、我々が困るんです。ぜひ現状把握をしていただいまして、訪問介護の皆さんの待遇改善を強く要望いたします。以上、早急に待遇改善をしていただくことを期待して、質問を終わりにします。ありがとうございます。

両角昌英議長 次に、今井秀実議員の質問を許します。今井秀実議員。

17番今井秀実議員 17番、今井秀実です。介護保険について質問いたします。1、家庭介護者が抱えている困難と支援体制の充実の課題についてです。

諏訪広域連合が昨年行った高齢者等実態調査アンケートで、家庭介護者の自由意見の回答では、

老々介護、ダブル介護、仕事しながらの介護、離れた場所でひとり暮らしをしている親の介護など、それぞれ大変な困難さの中で介護している様子が深刻な声として数多く寄せられています。家庭介護者が抱えている困難について、どう捉えているかまずお尋ねいたします。

このような困難さに対する声が多く聞かれるということは、介護サービスが必要な方に十分届いていないと受けとめなければならないと思います。さまざまな原因が想定されますが、ここでは3点お聞きしたいと思います。一つ目として、介護認定を受けられる方がちゃんと相談できているのかということであり、二つ目として、ケアマネジャーの数が足りていない、あるいは抱えている案件が多く十分なケアプランが提供できていないケースがあるのではないかとということであり、三つ目として、介護を受ける家庭の経済的理由で十分なサービス提供を受けることができていないのではないかなどが考えられます。どう捉えているかお聞きいたします。

次に、2、医療と介護の連携についてお聞きします。いわゆる2025年問題への対応として、国は医療制度、介護保険制度の大幅な見直しを進めてきています。そのような中、医療と介護の連携が強調されているわけであり、医療の分野では、地域医療計画の策定を通じて病床数の削減、在院期間の短縮が進められようとしております。一方、介護の分野では地域包括ケアの構築が求められ、全体として入院から在宅へ、医療から介護への流れが強引に推し進められております。この流れが続いていけば、高齢者は居場所がなくなるという事態にもなりかねないと考えます。どう捉えているか、まず見解をお聞きいたします。

いずれにしても高齢化が進んでいる現在、医療と介護の連携を強めていくことは重要なテーマであります。このテーマについて、現状と課題についてどう捉えているかお聞きいたします。以上で1回目の質問とさせていただきます。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 今井議員から御質問をいただきました。家庭介護者が抱えている困難と支援体制の充実の課題についてお答えをいたします。第7期介護保険事業計画策定に当たり、高齢者等に行った実態調査の自由意見を見ましても、介護そのものについての不安を訴える切実な内容が非常に多いと感じております。老々介護、複数介護等だけでなく、遠方に住む子が通いながら両親の介護を行うなど、実態調査から出てくる生の声はどれも切実なものであります。

全国的に見ても、介護により心や体の健康を損ない共倒れになってしまう事例や、介護に対して職場の環境整備や理解が進まず離職を余儀なくされた上に収入が減り経済的にも困窮してしまうケースなど、複数の困難を抱えてしまう事例もあります。どれもが深刻な課題ではありますが、こうした課題には社会的な問題も絡んでおり、すぐに解決することが難しい課題であることも認識しております。

かつて日本では介護のほとんど全てを家族が担い、それが当たり前でありました。介護保険制度が施行され、介護の担い手は家族から社会へと移行してきてはいるものの、全国630万人を超える要介護高齢者に対し、全て個別のニーズに対応したサービスが提供されるわけではありません。

また、サービスを利用してもなお家族の介護に頼る部分があることも現実であります。こうした

介護サービスそのものの充実や費用のことなど、介護保険制度の設計上の課題は社会全体での変革が期待をされておりますが、現在、一保険者としてできることの一つとして、介護にかかわる課題が深刻化する前に困っている方を早期に発見し、適切な相談やサービスにつなげていくことが挙げられます。

現在、市町村の公的な相談機関としては地域包括支援センター、これを初めとしてさまざまな窓口が設けられております。しかし、それでもなお、どこに相談したらよいのかわからないという声が減らない現実を見ますと、介護の問題が自分の問題となって初めて相談窓口を探すという実態が見えてきます。このことを考えますと、まだ介護が必要ではない方たちに対しても、介護や介護保険制度に関心を持っていただくことが重要であると考えます。介護者が1人で悩みを抱え込まない社会づくりのために、地域包括支援センター等の相談機関には地域づくりも念頭に置いて継続的な情報発信を行うよう働きかけてまいります。

もう一つは既に介護を担っている方に対する支援であります。最も身近な相談者であるケアマネジャーの役割が重要と考えています。現在、諏訪圏域には68の居宅介護支援事業所があり、約150人のケアマネジャーがおります。ケアマネジャーの仕事は介護サービスのマッチングを行うだけではありません。支援を行う過程では、介護者の抱えている悩み、例えば健康のことや介護ストレス、経済的な問題や要介護者以外の家族問題など、さまざまな悩みを聞く場面に遭遇します。ケアマネジャー1人当たりのケアプラン担当数には差がありますし、家族、利用者の個々別々の問題をケアマネジャーのみで解決ができるものでもありません。しかしながら、ケアマネジャーは介護者が抱えている悩みや家族問題が深刻化する前に、一番身近な相談者として介護者に寄り添う存在であると考えております。

そこで、そうしたケアマネジャーの抱える悩みを共有し、一緒に解決策を探す役割を担うというのが市町村の地域包括支援センターであります。地域包括支援センターがケアマネジャーのよりどころとなり、適切な介護サービス利用の促進や個別の課題解決が図られるよう支援に努めてまいります。

次に、医療と介護の連携についてお答えいたします。最初に、病床数の削減の流れの捉え方と医療・介護連携の現状と課題についてです。さきの望月議員の御質問に関する内容と重複する部分がございますが、御了承を願います。

病床数につきましては、長野県地域医療構想の中で地域に必要とされる医療サービスの維持、充実を図りつつ、将来の医療事業に応じた医療提供体制の構築に向け、関係者が自主的な取り組みを進めるための構想として、この中では現行の2次医療圏を構想区域とし、医療需要の推計値や病床数の必要量の推計値が示されております。この数字は病床の削減目標等ではなく、将来、医療提供体制を考えていくための参考値とされております。なお諏訪圏域の医療の課題としては、病床数よりも在宅医療の必要量の増加率が高いことから、将来に向けては介護サービスの需要とあわせて在宅医療の供給体制を検討していく必要があると認識しております。

第7期介護保険事業計画は、医療計画とともに、2025年を見据え、在宅医療及び介護サービ

スの必要量に対する体制整備を一体的に進めることとなりました。また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、医療・介護の需要の増加は必至であります。御指摘のとおり病床数の削減も見込まれるところであります。諏訪圏域の場合、療養病床から在宅医療へ移行する分は平成32年度末で29人と推測しております。この29人分のサービスについて、第7次長野県保健医療計画及び第7期介護保険事業計画で対応していくことを医療と介護の協議により確認したところであります。

介護保険サービスにおいては、第7期の介護保険事業計画において、この29人の受け皿として入所療養が必要な場合は介護老人保健施設、在宅で療養される方には訪問介護や訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスを見込んでおりますが、特に在宅療養の場合、24時間の見守り体制の充実を図ることが利用者と介護者の安心につながると考えております。

在宅医療と介護を一体的に提供するためには、地域における医療機関と介護関係機関の連携が重要になりますが、諏訪圏域においては平成29年度に諏訪市がライフドアを設置し、医療・介護の連携を図る取り組みが進められております。他の市町村においても、今後、地域のニーズに応じた連携体制を順次構築されるものと考えております。

いずれにいたしましても、医療も介護も持続可能な社会保障としてのあり方を踏まえつつ必要なサービスが提供できるよう、第7期介護保険事業計画においては地域包括ケア体制の強化の中で地域における医療や介護のほか、さまざまな職種が連携し共同する体制の強化を図るとともに、保険者として市町村とも情報共有をし、医療や介護の現場の現状の把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

両角昌英議長 今井秀実議員。

17番今井秀実議員 答弁ありがとうございました。2回目以降の質問をさせていただきます。まず大きな1番ですが、家庭介護者が抱えている困難と支援体制の充実ということで、連合長からかなり深刻な声が数多くということが言われました。実際、7月の介護保険委員会に出された資料を傍聴に行った際、受け取って見させていただきましたが、例えばですが、老々介護の方で介護者が高齢の場合、自身のこと、相手のことを考えて心身ともにストレスがたまる、月1回でよいから相手から解放されたいとか、本当に悲痛な声が出ているというのを真正面から我々は受けて、どういう対応が必要なのかということを深刻に考えていかなければいけないというふうに改めて思います。

自分は3点ほど原因を想定して答弁もいただきましたが、一つは連合長の答えにもありましたが、制度というものを知らないまま急に自分がお世話にならなきゃいけないかもといったときに、初めて制度の一端を知り始めるけれどという部分。そのために地域包括支援センターの役割というのは非常に重要だという答弁もありましたが、例えばですが、介護者のアンケートの、まだ元気な高齢者の回答の中にも、今後認知症になってどうなるかすごく心配だと、悩みばかりであるというような声とか、今80歳なんだけれど、アンケートをもらって初めて内容を知って、今まで何も知らな

かったというような声が寄せられていることを考えると、非常に重要なテーマかなというふうに思います。制度の周知徹底をより一層、高齢者が集まっているところで、ざっくばらんに早い段階からやるとかの工夫が必要かと思いますが、どうでしょうか。

ちょっと大きな1番について2回目の質問をまとめてしたいと思います。ケアマネの人数、それから件数などについてもお話をいただきました。実際、抱えている人数が多いというような話はよく聞くんですが、数が足りていない、1人当たりの件数が飽和状態というふうになっているのではないかというふうに改めて自分は思うんですが、どんなふうに認識されているかお伺いしたいと思います。

それから自分の発言では、家庭の経済的理由によって介護保険のサービスが十分受けられていないのではないかというお尋ねをしましたが、連合長の答えでは、ケアマネはよく家庭の状況も把握して、その家庭にふさわしい対応をしているんですよというお答えでしたが、ただ例えばですが、広域連合として経済的理由によって介護サービスを十分受けられていないというような問題が、かなりこの広域で広がっているというような事態がつかめないまま事が進んでしまっはまずいというふうに自分、改めて思っています。

これは廻本議員の質問のテーマとも重なるんですが、そう考えると実際に仕事に当たっているケアマネから直接、経済的理由でサービスを抑制せざるを得ないようなケースってどうですかねというような話を聞くとか、いわゆるケアマネの事業所、居宅介護支援事業所というんですか、ケアマネの事業所の方々からそういう実態を積極的に聞いて、経済的理由でサービスが十分受けられていないというような実態がどうなっているかというのを積極的に把握する姿勢が大事だと思うんですが、それぞれについてお聞きしたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 今井議員のほうから御質問、3点ほど承りました。うまく御説明できるかどうかちょっと心配でございますけれども、ケアマネの抱えている件数、またその経済的事情、それについてはちょっと一つの中でお答えさせていただくかもしれませんけれども、お願いいたします。

最初に、制度の周知の徹底の関係でございます。現在、各市町村において行っている大きな啓発活動といたしましては、65歳到達者に対する介護保険制度説明会があります。その説明会の中で、元気でお足を運んでいただける方については説明を行っているといった状況でございます。このほかに地域の単位高齢者クラブやいきいきサロン、健康づくりの場など元気高齢者が多く集まる機会を捉えて啓発活動ができるように考えております。

また、これから親の介護を担っていく世代にも介護保険制度を知っていることが理想的になるわけでございますけれども、若い世代への啓発活動につきましては、どのような場で行うことが効率化、効果的なのか、そういったことも市町村と一緒に研究なりしていきたいと思っております。

また、ケアマネの声といいますか、その関係でございますけれども、1人のケアマネが担当している人数には数件から数十件までと差がございます。経験年数によって差が出てくるものもあると

考えております。単純に考えて担当する件数が多くなるほど業務量が多くなりますが、数は少なくても高齢者虐待が疑われる場合や徘徊など認知症の問題行動があるケース、またケアマネに依存的になると頻回に呼び出されたり、夜中、電話対応を迫られることなど対応が頻回になれば、同じように業務量がふえてくると思ってございます。ケアマネはケアプランを立てながら家族の悩みや相談に乗ることが多く、ケアマネ自身がストレスをためてしまうことも少なくありません。特に経済的な理由による課題を抱える家庭への支援は、各種のサービス制度のはざまにあつて思うように解決できないことが多いため、担当するケアマネさんはストレスにもつながってくると思います。

このようなとき地域包括支援センターへ相談することはもちろんですが、ケアマネ同士の情報交換も大変有効になると思います。市町村では定期的に地域の介護サービス事業所が集まる連絡会を設けております。連絡会では制度改正の話など事務的な内容のほか、介護サービスの事例を他職種が共有し対応する研究の場を設けると、ケアマネが関係者と情報交換できる場となっております。

また、平成30年度からになりますけれども、居宅支援事業所の指導権限が県から諏訪広域のほうへ移ってまいります。諏訪広域が居宅支援事業所の登録や指導を行う立場となりますので、このことにより諏訪広域の介護保険課においてもケアマネが相談できる場所の一つになり得ると考えております。そういったことの対応を図ってまいらうと思ってございます。このような説明でありますけれども。

両角昌英議長 今井秀実議員。

17番今井秀実議員 ありがとうございます。制度の周知徹底で、これから親の介護をしていかなきゃいけないというようなこと、そういう世代に対しても、どういうふうに働きかけたらいいかということは今後研究していきたいということを言われました。それは非常に重要だと思いますので、まさに65歳になられた方への説明会だけじゃなく、高齢者クラブの集まりとかという、その部分をより一層丁寧にしていただくと同時に、親が高齢になってきた、そろそろ介護を考えなきゃという世代に対しての周知徹底を本当によく研究していただいて、できるところからぜひ積極的に進めるということは、ぜひとも必要だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、ケアマネのことでいろいろ言われましたが、ケアマネ自身は他職種の方々に集まっていたいて、ショートステイを受け入れてくれる事業所、それから福祉用具の購入とか、レンタルとか、住宅改修とかの専門の業者とか、本当にまさに他職種の方々とかかわっておられますので、最後言われた今回の条例改正にも出てくる居宅支援事業所についての権限が県から諏訪広域に移ってくるという機会を利用して、より一層ケアマネからのさまざまな情報を今後生かしていくということを強めていただきたいと思います。

大きな2番の2回目以降の質問をさせていただきたいと思います。医療と介護の連携というのは非常にいろいろテーマが大きくて、諏訪市のライフドアの取り組みというような部分は大きい今後参考になるのかなというふうには思っておりますが、余り広げてしまうときょうの枠にはまりませんので、以前も一度取り上げさせていただいたかとは思いますが、高齢者が何らかの原因で入院をする、そのときに入院する前は全く介護なんて考えていなかったけれど、介護が必要になったの

で介護の認定を受ける。退院というふうになった時点では、もとに戻るんじゃなくて、いよいよ介護のお世話になって自宅で介護を受けながら生活するというような流れがかなり多いと思います。

そのときに病院のドクターとか看護師とかメディカルソーシャルワーカーとかという部分と、それから、いよいよ介護にバトンタッチするためにケアマネ、あるいはさっきの関連する他職種の方々にうまく集まってもらってバトンタッチ、こういうふうにごの方についてもなれば非常にいいなというふうにいつも思っているんですが、まだ諏訪広域の全ての方々がそんなケースにということころまでは至っていないと思うんですが、そのことについてどんな状況かお伺いしたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 退院に向けて病院内でどのような取り組みが行われているか、そういったことだと思います。具体的には広域として詳しく把握はしてございませんが、大半の病院におきましてはメディカルソーシャルワーカーと呼ばれる相談員がおります。このメディカルソーシャルワーカーが退院に必要な相談支援を行っております。メディカルソーシャルワーカーは本人の家族の話を聞き、行政のケアマネジャーに橋渡しを行うことが仕事ですので、医療と介護あるいは医療と福祉の連携という点では、介護保険制度以前から連携が行われている部分と認識をしております。

介護保険制度以降は、さらにこの密接なかかわりを持って支援に当たっていると思われましても、実際には広域として具体的な実態を把握しているわけではございませんので、介護サービス事業所が集まる連絡会や諏訪市のライフドアが主催する集まりなどの機会、また居宅介護支援所の指導の機会を捉え、相談機関という視点から医療と介護の連携がどのように働いているか把握に努めたいと思っております。以上でございます。

両角昌英議長 今井秀実議員。

17番今井秀実議員 今の時点では介護保険を広域でやっているの、ケアマネ以降についてはつかんでいるけれど、医療の現場の医療相談員、メディカルソーシャルワーカーがどうだという実態はまだ広域としてもつかめていないという段階であるというのわかります。わかりますが、テーマ的に非常に重要なテーマであるということで、連合長からもお話がありましたが、ここの部分は早速にも取り組める、市町村も積極的に医療と介護の連携のこの部分、入退院とかというところのつなぎという部分については今すぐ取り組める課題であると思いますので、ぜひバトンタッチがうまくいくように広域としても市町村と連携しながら、医療分野との連携、この部分でスムーズに進めるというのを積極的に進めていただきたいと思います。

この医療と介護の連携のテーマは非常に重要なんですが、ただ例えばですが、医師会の医師の高齢化というようなことを考えると、重要なテーマだけれど、無理して進めようとするとう医療現場などに破綻を来すみたいなことでもあるので、無理をしてはいけない、でも確実にというようなテーマであるというふうには自分は思っているんですが、その辺の認識についてもお伺いしたいと思います。

両角昌英議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 御指摘のとおり、各市町村によりまして医療の現状はさまざまでございます。介護と医療の連携、これからはさらに密接に関係をしていく将来が予測されますので、広域連合といたしましては介護保険の保険者という立場、そうしたいろいろ市町村のさまざまな状況ございますので、各市町村と連携し検討し取り組んでまいりたいと思います。

両角昌英議長 今井秀実議員。

17番今井秀実議員 わかりました。丁寧に進めていただければと思います。

最後に、やはりこの医療と介護の連携についても人的な支援、財政的な支援を国が責任を持ってやれという声を上げていかないとスムーズには進まないというふうに思いますが、最後にそのことについての見解をお伺いしたいと思います。

両角昌英議長 介護保険課長。

小池博幸介護保険課長 医療、介護の連携、そういったことについては、多くの市町村でまだなかなか難しい状況となっております。諏訪広域以外の市町村のそういった同様の状況等、そういったものも把握した上で、情報を共有する中で必要に応じまして、市長会、町村会等を通じまして要望等を行っていきたくと考えてございます。

両角昌英議長 今井秀実議員。

17番今井秀実議員 ありがとうございます。一つ一つのテーマが前に進むように期待して、私の一般質問を終わります。

両角昌英議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は12時5分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 0時05分

両角昌英議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

今井副連合長及び消防長より、岡谷市において山林火災が発生したため、退席したい旨の申し出がありました。この申し出を認めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 異議なしと認めます。

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について

- 日程第 4
議案第 3号 諏訪広域連联手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 5
議案第 4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6
議案第 5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7
議案第 6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8
議案第 7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 9
議案第 8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 10
議案第 9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 11
議案第 10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12
議案第 11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13
議案第 12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 14
議案第 13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第 15
議案第 14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第 16
議案第 15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第17

議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第18

議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計 予算

両角昌英議長 日程第2 議案第1号から日程第18 議案第17号までの17議案を一括議題といたします。

この17議案は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

五味平一総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された6件の議案審査に当たり、10名の委員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、第1条中にある動作とは具体的に何を示すのかとの質疑に対し、本人の映像記録等を指すと思われるとの答弁がありました。また第2条中、要配慮個人情報についての記述は逆差別にならないか、この記述は全国一律かとの質疑に対し、国の参考例に基づいており全国統一の記述であるとの答弁がありました。

また第2条中、特定の個人の身体の一部の特徴とは何かとの質疑に対し、DNA、顔、声紋、指紋等を指すとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全員一致で可決いたしました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、隣接する他県へ出動することもあると聞いているが、管轄として規定しなくてよいのかとの質疑に対し、管轄区域は諏訪地域6市町村であり、他県等への出動については協定を締結し運用しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子を除く全て、6款の一部及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分を除く全て並びに歳出のうち2款1項2目及び3款民生費を除いた部分であります。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について報告いたします。

審査の過程において、負担金補助及び交付金の職員人間ドック健診は消防職員全員受診かとの質疑に対し、職員健診は全職員対象で、そのうち当直勤務者は年2回実施しているとのこと、また30歳以上の職員については人間ドックの対象としているとの答弁がありました。

また、はしご車の交付税の算入率について質疑があり、はしご車の財源は、起債、一般財源であるが、交付税措置は元利償還額の70%であり、起債は緊急防災・減災事業債であるとの答弁がありました。

また、職員の平均年齢が上がっているが、今後の見込みについてとの質疑に対し、当面、定年退職者の補充採用が一定数あるため、平均年齢は下がっていく見込みであるとの答弁がありました。討論はなく、

審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

両角昌英議長 次に、福祉環境委員会付託議案について、一括報告を願います。福祉環境委員長。

林元夫福祉環境委員長 それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会において付託された12件の議案審査に当たり、11名の委員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、各施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて報告いたします。

審査の過程において、ケアプランを作成する際、ショートステイの利用日数が限られてしまうことについての質疑に対し、利用者の状態や家族などの環境も考慮し、弾力的な取り扱いとしており、上限を超えての利用も可能であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、身体拘束の適正化の指針や方策についての質疑に対し、指針は事業所において規定し、事業所の運営推進会議において対策を検討することになるとの答弁がありました。

今後、介護療養型病床が廃止されるが、諏訪広域の状況はどうかとの質疑に対し、現在、当広域内にある二つの施設のうち、一つは介護医療院に移行し、もう一つは医療のベッドへ転換する予定であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、共生型地域密着型通所介護のサービス内容についての質疑に対し、介護保険と障がい福祉の両方の制度に共生型サービスを位置づけ、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けられるものとの答弁がありました。また共生型サービスについて、安全面についての質疑に対して、今後、状況を見ながら対応したいと答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、主任ケアマネジャーの更新研修の狙いは何かとの質疑に対し、包括支援センターの主任ケアマネジャーの質の向上を図るためとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合介護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程においては、補正後の基金残高についての質疑に対しては、2億1,400万円の見込みであると答弁がありました。

また、基金の取り崩し予定はあるかとの質疑に対し、施設の老朽化に伴う大規模改修が見込まれるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

審査の過程において、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費が減っている理由につ

いての質疑に対し、当初の見込みより給付費が伸びていないためとの答弁がありました。

介護給付費準備基金の残高についての質疑に対し、平成28年度末で7億8,000万円、平成29年度末で10億5,200万円との答弁がありました。

毎年の積立額についての質疑に対し、準備基金残高は、平成26年度末が3億8,000万円、平成27年度末が6億円、平成28年度末が7億8,000万円であり、おおむね各年度の差額が積立額であるとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子、6款の一部及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分並びに歳出のうち2款1項2目及び3款民生費に係る部分についてであります。

審査の過程において、障害支援区分審査会の役割と委員の充足はどうかとの質疑に対し、障がい者の支援区分を審査する審査会は市町村からの受託事業であり、委員は医療、看護、介護、福祉の専門家により構成されており、今のところ充足しているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、平成30年度から宿直体制の充実を図るということだが、具体的な体制と実施時期についての質疑に対して、3名体制から4名体制で行うとし、7月1日から実施予定との答弁がありました。

また、防犯カメラの増設内容について質疑があり、現在、防犯カメラは正面玄関2カ所に設置してあるが、居室側出入り口2カ所に増設するとの答弁がありました。

正規職員、非常勤職員の構成について質疑があり、正規職員25名、非常勤職員11名の36名であるとの答弁がありました。

職員の福利厚生についての質疑があり、長野県市町村職員互助会へ加入しているほか八ヶ岳寮独自の互助会があり、旅行や忘年会等を開催しているとの答弁がありました。

職員研修はされているかとの質疑があり、全国、県内の救護施設協議会が主催する研修に参加し、資質向上に努めていると答弁がありました。

工事請負費のグラウンド整備、集会室照明器具取りかえ工事の内容についての質疑があり、グラウンド整備については、冬場に凍上してしまうため、各種行事に支障なく使用できるよう砂の補充及び転圧を行っている。

集会室照明器具取りかえ工事は、照明器具のLED化であるとの答弁がありました。

備品購入費について質疑があり、平成30年度は高齢で体力が低下している利用者の4部屋にエアコンを設置する計画であるとの答弁がありました。

屋外喫煙場所の環境整備について質疑があり、利用者からの改修要望がないため、当面、現状の

ままとの答弁がありました。

討論なく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について報告いたします。

審査の過程において、保険料は据え置きとなったが、準備基金の取り崩し額をふやし、保険料を減額できたのではないかとの質疑に対し、安定した運営のため第5期の基金残高と同程度は残しておきたいとの答弁がありました。

特養などの施設整備の予定をさらにふやすことはできないかとの質疑に対し、職員の確保が困難であることや参入意向の事業者がいない状況であることから、サテライト型地域密着型特養や既存施設の増床により整備したいとの答弁がありました。

給付費が前年度より減額となっているのはなぜかとの質疑に対し、前年度の給付実績と予防給付から地域支援事業に移行したものを勘案し、予算計上したとの答弁がありました。

住宅改修等の受領委任払いの検討状況はどの質疑に対し、第7期事業計画期間中に検討を行うとの答弁がありました。

施設の地域バランスはどうなっているかとの質疑に対し、特養については、高齢者人口比で、湖周1.7%、岳麓2.2%で、今後、湖周で優先的に整備を進めていくとの答弁がありました。

討論において、第7期事業計画で準備基金からの繰り入れはあったものの、基金のさらなる取り崩しや一般会計からの繰り入れによる保険料の引き下げがないこと、また、第7期の介護保険制度改正は、新たな負担を地方や住民に押しつける内容であるため反対との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

両角昌英議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を定めるについて、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例及び諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合手数料徴収条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 諏訪広域連合介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成29年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成29年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成30年度諏訪広域連合一般会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。廻本多都子議員。

8番廻本多都子議員 議案第15号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

発足18年、たびたびの改正で負担増と新たな給付制限、今回の改定でも加えられています。第7期の事業計画において、給付費準備基金からの繰り入れで保険料をそのまま6期と据え置きとなりました。発足時から上がり続けた保険料で住民にとって大きな負担になっています。基金の取り崩しをふやし、さらなる保険料の引き下げを検討してもらいたかったというふうに考えております。

次に、施設の整備について。特養の待機者数は年々ふえ続けています。特養は民間の事業所の積み重ね、声を上げるかどうかという中で、なかなか現状に施設整備が追いついていかないのが状況です。地域のニーズと全く乖離したものであります。入所したくても経済的問題から不本意の在宅を選び、より介護度を重くしてしまう、そういった方もいらっしゃいます。低所得者でも入所可能な特養の整備を切に願います。

今回の制度改定の根底、政府の主役は給付削減と自己負担増です。その中で現役並みの所得者の2割負担が今度は3割負担の導入、医療と介護の一体化、地域包括ケアの進化、そしてまた推進のためとして療養型病床を削減する中で、医療や介護施設の中間型の介護医療院の新設、障害者総合支援法と介護保険制度のサービスが一緒になった共生型サービスの導入など、新たな負担とどんどん報酬の低いサービス、ボランティア、そういった介護現場でも困惑、混乱を起こしかねない状況も、これから利用者にとって本当にこれがいい改定なのかという疑問も生まれています。

本来、医療と介護は別のものであり、ライセンスと仕事の内容も異なっております。しかし、地域で包括してうまく言葉であらわしていても、安かろう悪かろうのサービスという方向は否めません。自助、公助、共助、そしてまた互助の中で、公的支援、公助をいかに圧縮していくのかの視点で制度改正がされている中では、市民の負担増と安心・安全の介護には、ほど遠いものとなってしまいます。介護が必要な方への制度であるはずのものであるべきものが、国の持続可能、そしてまた財源論から始まり、新たな利用者負担増、そして国の改定によって予算案が組まれている、そのことに対して反対といたします。以上です。

両角昌英議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は反対意見がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

両角昌英議長 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両角昌英議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

両角昌英議長 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時46分

両角昌英議長 閉会前に広域連合長の挨拶をお願いします。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、間もなく新年度が始まります。議員各位初め、関係する皆様の一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

両角昌英議長 これにて、平成30年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉 会 午後 0時47分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 両 角 昌 英

3 番 宮 坂 徹

2 0 番 八 木 敏 郎

議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議 決 月 日	審 議 結 果
承認第 1 号	30. 3.28	省 略	30. 3.28	原 案 承 認
議案第 1 号	〃	福祉環境委員会	30. 3.29	原 案 可 決
議案第 2 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 3 号	〃	〃	〃	〃
議案第 4 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 5 号	〃	〃	〃	〃
議案第 6 号	〃	〃	〃	〃
議案第 7 号	〃	〃	〃	〃
議案第 8 号	〃	〃	〃	〃
議案第 9 号	〃	〃	〃	〃
議案第 1 0 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 1 1 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 1 2 号	〃	〃	〃	〃
議案第 1 3 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	〃
議案第 1 4 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 1 5 号	〃	〃	〃	〃
議案第 1 6 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 1 7 号	〃	〃	〃	〃